
平成20年 第1回 3月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第2日)

平成20年 3月 6日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

平成20年 3月 6日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 第 1 号 議 案 平成19年度中間市一般会計補正予算 (第4号)

日程第 3 第 2 号 議 案 平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第5号)

日程第 4 第 3 号 議 案 平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)

日程第 5 第 4 号 議 案 平成19年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)

日程第 6 第 5 号 議 案 平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)

日程第 7 第 6 号 議 案 平成19年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)

日程第 8 第 7 号 議 案 平成19年度中間市病院事業会計補正予算 (第3号)

(日程第2～日程第8 質疑・委員会付託)

日程第 9 第24号議案 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(日程第9 質疑・討論・採決)

日程第10 第19号議案 中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

日程第11 第20号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例

日程第12 第21号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(日程第10～日程第12 質疑・討論・採決)

日程第13 第27号議案 字の区域及び名称の変更について

(日程第13 質疑・討論・採決)

日程第14 第28号議案 中間市後期高齢者医療に関する条例

(日程第14 質疑・委員会付託)

日程第15 第22号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第16 第23号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

日程第17 第25号議案 中間市介護保険条例等の一部を改正する条例

日程第 18 第 26 号議案 中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

(日程第 15～日程第 18 質疑・委員会付託)

日程第 19 第 8 号議案 平成 20 年度中間市一般会計予算

日程第 20 第 9 号議案 平成 20 年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第 21 第 10 号議案 平成 20 年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第 22 第 11 号議案 平成 20 年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第 23 第 12 号議案 平成 20 年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第 24 第 13 号議案 平成 20 年度中間市老人保健特別会計予算

日程第 25 第 14 号議案 平成 20 年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第 26 第 15 号議案 平成 20 年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第 27 第 16 号議案 平成 20 年度中間市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 28 第 17 号議案 平成 20 年度中間市水道事業会計予算

日程第 29 第 18 号議案 平成 20 年度中間市病院事業会計予算

(日程第 19～日程第 29 質疑・委員会付託)

日程第 30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 佐々木晴一君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	山崎 義弘君
教育長	………	船津 春美君	総務部長	………	柴田 芳夫君
市民部長	………	中野 諭君	保健福祉部長	………	田中 茂徳君
教育部長	………	牧野 修二君	上下水道局長	………	小南 哲雄君
市立病院事務長	…	藤井 紀生君	消防長	………	一田 健二君
建設産業部長事務心得	………				栢野 広行君
経営企画課長	………	小島 一行君	総務課長	………	白尾 啓介君
契約課長	………	有川 善博君	課税課長	………	大野 順一君
環境保全課長	………	赤木 良一君			
人権男女共同参画課長	………				渡辺 恭男君
こども育成課長	…	溝口 悟君	介護保険課長	………	伊東 久文君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	市民協働課長	………	中尾 文夫君
都市整備課長	………	平池 道人君	産業振興課長	………	増田令次郎君
下水道課長	………	佐藤 満洋君	教育総務課長	………	中村信一郎君
学校教育課長	………	深見 卓矢君	営業課長	………	舟越 義光君
市立病院課長	………	成光 嘉明君	消防署長	………	貞末 国博君
財政課長補佐	………	高橋 洋君	市民課長補佐	………	内山 清美君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川 博君	次長	植木 建一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君

平成20年3月6日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
佐々木 晴 一	北九州市との合併の是非について 北九州市を合併対象市町村とする合併協議会設置を求める中間市民の署名が集められたが、松下市長の個人的考えとして、今後積極的に北九州市との合併を進めるか、それとも、単独行政を堅持するかお答えください。	市 長
	中間市の財政力・財政基盤の現状と今後の見通しについて 三位一体改革の影響で、年々地方交付税等の収入が減り続けています。厳しさを増す中間市の財政を市長も認識されていることと思いますが、市民の中には、中間市の将来に不安を抱いている方も多いように思われます。中間市が合併をせずに単独行政を続けた場合、5年後並びに10年後の人口規模から見る財政の見通しをお聞かせ下さい。	
青 木 孝 子	暴力追放問題について 暴力団組員による政治家や市民運動家へのテロ行為や暴力団の抗争、発砲事件などが多発しています。中鶴一丁目にある指定暴力団工藤会系極政組事務所は、覚せい剤の売買等でたびたび警察の家宅捜索を受けており、周辺の住民は不穏な生活を強いられています。安心・安全な街づくりのために暴力団、極政組事務所を撤去し、周辺地域の住環境整備が不可欠です。 ①中間市議会は「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める」請願を全会一致で採択しています。議会の決議をどのように実行するのか市長の決意を伺います。 ②市内36の団体が加盟している中間市暴力追放推進協議会の活性化について、市長の所見を伺います。 ③公営・公共住宅から暴力団組員を排除することについて、市長の所見を伺います。	市 長
	曲川・堀川の環境整備について 曲川・堀川の水源は皆無に等しく、川沿いの住民から悪臭対策や環境整備を求める声があがっています。市長の所見を伺います。	
	妊婦健診について 「貧困と格差」が広がり、経済的困難を抱える妊婦が増えています。経済的負担を軽減して出産・子育てを支援するために妊婦健診の公費負担の拡充は急務です。市長の所見を伺います。	
宮 下 寛	消防団員の災害救助活動に対する報酬について 火災・水害などの災害が発生した場合には、自らの仕事を投げ出し直ちに出勤、対処する行為は、市民の財産・生命を守り、安心・安全の街、中間市をつくっていくうえで、欠くことのできないものであり、大変重要な役割を果たしています。ところが、消防団員への処遇は、こうした役割にふさわしいものになっているかということです。一考するべきと考えますが市長の見解を伺います。	市 長
	小規模工事契約事業者登録制度の新設について 競争入札に参加していない地元の業者で、小規模で簡易な改修、修繕等の工事の受注、施工を希望するものを登録し、市が業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化する目的のものです。 現在の競争入札に参加できる力のある業者を対象にした登録制度だけでなく、上記制度の新設が必要ではないかと思いますが、市長の考えを伺います。	

平成20年3月6日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
原 田 隆 博	平成20年度予算について 平成20年度一般会計予算は、前年度比1.76%の減額予算となっており4年連続でマイナス予算の編成となっている。厳しい財政環境のなかで行財政改革に取り組んでいる最中、緊縮財政となることはやむを得ないことであり理解もできます。 しかしながら、緊縮財政にあるときこそ市民のニーズを的確に捉え、将来あるべき中間市に向けた予算の重点配分を行うべきと考えます。 このことを踏まえ、平成20年度予算の内容について伺います。 ①松下市政になり3年目を迎えますが、平成20年度予算の中で「松下カラー」はどのような形で出されているのか、最重点事業は何か、お伺いします。 ②地場産業や観光資源をもたない中間市にとって、最も力を入れるべき施策は「教育」である。市長も教育の重要性については十分に認識されていると思うが、平成19年度までの予算と比較して、新年度予算ではどのように教育行政の充実について反映されているのかお伺いします。	市 長
安 田 明 美	中間市立病院改革について 収益の低下、医師不足の影響で大変厳しい状況の中、公的機関であることの良い点をどう生かしていけるのか。これからの地域医療及び患者中心の満足医療にどのように目標設定をなされているのか。また、何床かの緩和ケア病床への移行について伺います。 保健・医療・福祉のネットワークづくりについて 認知症を含めたさまざまな病気の予防から早期発見、具体的な支援活動等、見つけにくいニーズを発見するため、情報共有やネットワークづくりが必要です。ネットワークは自分らしく人間らしく生きるためのものであり、地域のニーズは地域で支えていかなければなりません。地域の医師、自治会、民生委員、住民参加などによるネットワークづくりが必要です。地域包括支援センターが重要な役割を果たすべきと考えますが市長の所見をお伺いします。	市 長
中 尾 淳 子	携帯電話のメールによる119番通報サービスについて 聴覚や音声、言語機能に障害のある人が火災や救急などの緊急通報を行う手段としてはファックスでの通信手段しかありません。このため、外出先での通信手段や自宅こいても緊急のため電話まで行けない場合など緊急時の通報ができません。 そこで、携帯電話のメールを使った119番通報システムを導入していただくと、障害のある方が安心して生活し行動ができるのではないかと思います。障害者手帳を持っている方で、利用を希望される方へのメールによる119番通報システムの導入について市長の見解を伺います。	市 長
掛 田 るみ子	本市の将来展望とビジョンについて 市制50周年の佳節を迎え、本年は意義ある大切な一年になると考えます。市長は本市をどのように発展させるおつもりか。また、本市をさらに発展させるために、どのような施策が必要と考えておられるか、市長の所見をお伺いします。 「ふるさと納税」制度について 平成20年度税制改正で、ふるさと納税制度が検討されています。収入増を図るチャンスではありますが、自治体の能力が問われてくるものと思われます。本市の取り組みについてお伺いします。	市 長

一 般 質 問 (平成20年第1回中間市議会定例会)

平成20年3月6日

NO. 3

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
中 家 多 恵 子	就学援助について 貧困と格差は子どもと教育の分野にも今深刻な影響が出ています。子どもの学習権を保障するための義務教育は無償とした、憲法26条や教育基本法に基づく就学援助制度は、ますます重要な役割を持つものとなっています。中間市における現状と、その活用を促進するための考えをお伺いする。	市 長
	「非核平和都市宣言」について 中間市は、核兵器の廃絶と世界の恒久平和をめざして、「非核平和都市宣言」をして3月で25年になります。これまで取り組みのなかった、戦争の悲惨さと、平和の尊さを実感できる平和事業の企画、実施の考えはお持ちでしょうか、見解を伺います。	
	中間市と職員団体との交渉内容の公開について 中間市には情報公開条例があります。議会においても情報公開と会議公開の制度があります。残念ながら職員団体との交渉に関する記録などは対象外になっています。 他市では、いくつもの自治体で交渉記録が公開されています。厳しい財政状況の中で、地域手当などの見直しについて市民が関心を持っています。労使関係の透明性の確保や公正透明な財政運営を推進し、市民に説明責任を果たすためにも情報を公開すべきであると考えが見解を伺います。	

議案の委員会付託表

平成20年 3月 6日

第1回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付託委員会
第 1 号議案	平成19年度中間市一般会計補正予算（第4号）	別 表 1
第 2 号議案	平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）	保 健 福 祉
第 3 号議案	平成19年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設上下水道
第 4 号議案	平成19年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）	保 健 福 祉
第 5 号議案	平成19年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	保 健 福 祉
第 6 号議案	平成19年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）	建設上下水道
第 7 号議案	平成19年度中間市病院事業会計補正予算（第3号）	保 健 福 祉
第 8 号議案	平成20年度中間市一般会計予算	別 表 3
第 9 号議案	平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	保 健 福 祉
第10号議案	平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	市 民 文 教
第11号議案	平成20年度中間市地域下水道事業特別会計予算	建設上下水道
第12号議案	平成20年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第13号議案	平成20年度中間市老人保健特別会計予算	保 健 福 祉
第14号議案	平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総 務
第15号議案	平成20年度中間市介護保険事業特別会計予算	保 健 福 祉
第16号議案	平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	保 健 福 祉
第17号議案	平成20年度中間市水道事業会計予算	建設上下水道
第18号議案	平成20年度中間市病院事業会計予算	保 健 福 祉
第22号議案	中間市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	総 務
第23号議案	中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例	保 健 福 祉
第25号議案	中間市介護保険条例等の一部を改正する条例	保 健 福 祉
第26号議案	中間市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例	建設上下水道
第28号議案	中間市後期高齢者医療に関する条例	保 健 福 祉

別 表 1

平成19年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	別 表 2
第 2 条	第 2 表 繰越明許費	建設上下水道
第 3 条	第 3 表 債務負担行為補正	建設上下水道 市民文教
第 4 条	第 4 表 地方債補正	総 務

別 表 2

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務
2	総 務 費	全項（他の所管に係る分を除く）	総 務
		1項10目の一部、2項1・2目、3項1目	市民文教
		1項10目の一部	保 健 福 祉
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 務
		1項1・4目の一部、1項15目、	市民文教
		1項6・14目	市民文教
4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項2目	保 健 福 祉
5	労 働 費	全 項	建設上下水道
6	農林水産業費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項4目	総 務
7	商 工 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項3目	総 務
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		4項1目の一部	総 務
9	消 防 費	全 項	総 務
10	教 育 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		4項5目	総 務
12	公 債 費	全 項	総 務

別 表 3

平成20年度中間市一般会計予算

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算	別 表 4
第 2 条	第 2 表 債務負担行為	市民文教
		保健福祉
		建設上下水道
第 3 条	第 3 表 地 方 債	総 務
第 4 条	一 時 借 入 金	
第 5 条	歳出予算の流用	

別 表 4

歳 入

款 別	款	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各 委 員 会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1 項 5 目の一部、1 項 8 目の一部、1 項 1 0 目の一部	建設上下水道
		1 項 1 0 目の一部、2 項 1・2 目、3 項 1・2 目	市民文教
		1 項 7 目、1 項 8 目の一部、1 項 1 0 目の一部、	保健福祉
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	保健福祉
		1 項 1・4 目の一部、1 項 1 4 目、	総 務
		1 項 5・6・1 3 目	市民文教
4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1 項 1 目の一部	総 務
		1 項 1 目の一部、1 項 2 目	保健福祉
		1 項 3 目の一部	建設上下水道
5	労 動 費	1 項 1 目の一部	市民文教
		1 項 1 目の一部	保健福祉
		1 項 1 目の一部	建設上下水道
6	農林水産業費	全 項（1 項 2 目、4 目の一部は総務）	建設上下水道
7	商 工 費	全 項（1 項 3 目の一部は総務）	建設上下水道
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		4 項 1 目の一部、5 項 1 目の一部	総 務
9	消 防 費	全 項	総 務
1 0	教 育 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		4 項 5 目	総 務
1 1	災害復旧費	全 項	総 務
1 2	公 債 費	全 項	
1 3	予 備 費	全 項	

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより、日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

おはようございます。中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず、北九州市との合併について市長にお尋ねいたします。

けさ、北九州市との合併のための法定協議会の設置を求める6,254名の署名を中間市選挙管理委員会に提出をさせていただきました。あすよりこの署名の審査が行われ、26日まで審査は行われます。その後、縦覧期間を経て有効署名数が決定され、4月8日に本請求をする予定でございます。

有効署名数がまだ確定されていない現段階ではございますが、しかし、6,254名もの北九州市との合併を強く求める中間市民の署名が、その強い要望の声に変わるその署名が、本日新たに提出されたわけでございます。

この署名期間は、先月の2月1日から3月1日までの1カ月間でございましたけども、ご存じのように、2月は1年で一番寒い日でございます。この寒い日の中、170名にも及ぶ署名受任者の方が、合併実現のために、明るい未来を開くために、また、子や孫のために、一軒一軒尋ねて集めてくださった6,254名という署名の成果でございます。

署名受任者の中には、高齢者の方や足の不自由な方も多数お見受けいたしました。本来ならば、寒いときでございますので、温かい部屋でじっとしていたいところを、この期間、冷たい北風が吹く中、外に出かけていって署名を集めてくださった涙ぐましいこの成果の署名でございます。

ある署名受任者のご夫婦に至っては、この1カ月間、毎日毎日朝から晩まで回っていただきまして、そのご夫婦だけで1,000名を超える署名をとっていただきました。その方のその熱意に、そのご苦勞に報いるためにも私は、絶対北九州市との合併を実現していかなければいけないと固く決意をしている次第でございます。

6,254名という署名は、決して多い数ではないかもしれません。しかし、これは、

署名していただきました中間市民一人一人の北九州市との合併を求めるその声でありますし、期待であります。そして、毎日駆けずり回ってくださった署名受任者の痛ましいまでのそのご苦勞の合わさった成果そのものであり、たまものでございます。

こと合併に至って思い起こされるのが、平成16年における、合併における中間におけるその否決という事件でございましたけども、この合併、いま一度、こうして盛り上がって持ち上がってきましたけども、二度と民意に反するような議決や決定を私はしてはならないと思う次第でございます。

合併問題を考えるときに、単独行政ができるか否かが問題ではございません。中間市民が、民意が北九州市との合併を望むかどうか最も尊重される内容であり、重要な課題でございます。

たとえ議員の方や市長がそれに違ったお考えをお持ちだったとしても、民意を尊重することこそが公人としての務めではないでしょうか。再度こうして合併問題が湧き上がってきたこの中におきまして、かつて失ったその市民からの信頼を今こそ取り戻すべきときであり、市民に明るい未来を、希望を与える絶好の機会ではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねいたします。北九州市との合併、これを今後、松下市長は積極的に進めていただけるおつもりでしょうか。それとも合併には反対で、単独行政を堅持されるおつもりでしょうか。その点お答えをお願いいたします。

次に、中間市の財政力と財政基盤の現状と、今後の見通しについてお伺いさせていただきます。

今回、このようにして合併における署名運動が起こったその原因は、中間市のとりわけ財政における将来的な見通しにおける不安があるがゆえに、このようにして合併の声が上がってきたということは、松下市長もお察しのことと思うわけでございます。

年々減らし続けられる地方交付税、そして、人口減少においては中間市、歯どめがなかなかからず進み続けることは、昨年の私の6月議会、9月議会における一般質問における答弁で確認済みでございます。そこで、中間市が今後、北九州市との合併をせずに単独行政を続けた場合、5年後、10年後の人口規模から見る財政の見通しというものを聞かせください。

以上、私からの2点における第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

北九州市との合併の是非についてお答えをいたします。

北九州市との合併につきましては、平成15年、「北九州市・中間市合併協議会」を設置いたしまして、その後、1年に及ぶ協議を重ねてまいりましたが、議員もご承知のように、平成16年12月、北九州市との合併は白紙に戻ったわけであります。

その間に、北九州市との合併の是非を問う住民投票の実施や、合併中止を求める請願の提出など、本市を二分するような動きもございましたが、最終的に単独行政による自立の道を選択したわけでございます。

このたびの住民発議に係る署名収集につきましては、本年1月30日に佐々木議員から請求代表者証明書交付申請がありまして、請求代表者に係る選挙人名簿の確認をし、同年2月1日に佐々木議員に対しまして、請求代表者証明書の交付及び同証明書交付に係る告示を行っております。

また、先月3日に、佐々木議員が発起人となられ、中間市民署名受任者決起大会が開催され、住民発議による合併協議会設置請求のための署名収集を同月4日から始められ、本日、3月6日が選挙管理委員会への署名簿の提出期限と伺っております。今後は、署名簿の審査が行われ、有権者50分の1以上の連署をもって、合併協議会の設置を市長に直接請求できるものでございます。

北九州市との合併を進めるか、単独行政かとの質問につきましては、中間市を二分する大論争を喚起した合併問題が一応の終息を見て、現在は自立可能な行政運営を確立するために、懸命に行財政改革に取り組んでいる最中でございます。

今まで、合併についての一般質問の中で、何度もお答えしておりますように、私自身といたしましては、将来の合併につきましては否定するものではございませんが、今直ちに合併について協議や検討を行う時期なのかどうなのか疑問を持っているところでございます。

特に、議員が考えておられるような、中間市が破産状態であり、将来的に自治体運営はできないとして、中間市独自のまちづくりを放棄し、合併を請うような、また、中間市が泥舟で乗りかえるなら北九州的な発想での合併は全く考えておりません。

また、最終的に合併の可否は議会制民主主義における住民の代表者である双方の議会が決するものであることは、議員もよくご承知のことと存じております。まずは、中間市として自立できる行政の基盤を確立するため、行財政改革を断行することで、今後の本市の財政を立て直すことが最優先の課題であるとの認識をいたしております。

この行財政改革につきましては、昨年の6月議会におきまして、議員各位総意のもとに中間市行財政改革特別委員会が設置されまして、同年7月3日に第1回目の特別委員会が開催され、本年2月27日までに計14回にわたり、行財政集中改革プラン改訂版に基づきまして、各委員から各課の取り組み及び進捗状況等について、活発な議論をいただくなど、今後の行財政改革の推進に向けた取り組みが現在なされております。

今後も、議員各位のお力添えをいただきながら、中間市のまちづくりを、行政と市民が一体となって取り組んでいくことが、今の中間市に必要なことであると考えておりますし、中間市長といたしましても、誇りを持って行政を担っていききたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、有権者の50分の1以上の署名の提出が出されたならば、法に定めた手続に従って進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、中間市の財政力・財政基盤の現状と、今後の見通しについてお答えをいたします。

三位一体改革が本格的に始まったのは、平成15年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」からでございますが、平成16年度はこの改革により、国においては、国庫支出金1兆300億円、地方交付税2兆9,000億円がそれぞれ削減され、6,600億円の税源移譲が行われました。

当然ながら、税源移譲額が削減額より大幅に低いため、中間市におきましても、平成15年度と比べ地方交付税、臨時財政対策債を合わせ、2億9,500万円の減額となり、大きな財政運営の転機となりました。

このように、自治体財政の歳入構造に変化が生じている中、中間市におきましても、急激な変化に対応するために、平成17年11月に、中間市行政改革大綱を策定し、さらに、この大綱に掲げた重点項目を集中的に実施するため、平成18年3月に中間市行財政集中改革プランを策定いたしました。

このプランに基づき自主財源の確保を図るとともに、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を行い、持続可能な財政基盤の確立を図りながら、健全な財政運営を行っているところでございます。

また、平成19年6月に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしました。この法は、普通会計とそれ以外の会計の間での不適切な会計処理により破綻した、いわゆる夕張問題において、現行制度が機能しなかったことを踏まえ、普通会計だけではなく、公営企業や地方公社・第三セクターなどまで監視対象を拡大し、単年度フローだけではなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断指標を導入し、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状況の改善に着手させることが特徴となっております。

この中で、公表しなければならない判断指標が、自治体全般にかかわるものといたしまして実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標が上げられております。いずれの指標におきましても、健全化判断比率として、財政の安定を示す「健全段階」、自主的な改善努力を要する「早期健全化段階」、国等の関与による確実な再生が求められる「再生段階」と三つの基準が設けられております。

ちなみに、中間市におきましては、平成18年度決算額から算定いたしましたところ、4指標とも財政の健全段階に位置するものとなっております。

また、5年後、10年後の人口の推移と財政の見通しにつきましては、平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口の概要」による中位推計によりますと、中間市の人口は国勢調査ベースで平成22年である2010年には4万4,941人、平成32年であります2020年には4万1,106人とされております。

こうした人口減少は、先に策定いたしました中間市行政改革大綱で既に把握をいたしております。将来においても現行の市民負担で、現行のサービス水準を維持できるよう、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

さらに、交付税におきましても、政府の「骨太の方針2006」では、交付税の抑制は見送られ、平成20年度地方財政計画におきましても地方再生対策費を含め、前年度比1.3%増となっております。

いずれにいたしましても、中間市の将来を見据え、良好な環境に恵まれた住みよい快適なまちづくりのため、中間市行財政集中改革プランを確実に進めまして、「元気な風がふくまちなかま」を目指していく所存でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

昨年の6月議会におきまして、同じように合併の問題で質問をさせていただきましたが、その私の質問に対する市長の答弁の中で、「合併は今その時期ではない」と、今回のような答弁をいただきました。しかし、そのときには、今回の答弁と同じ内容とプラスアルファして、「条件等が整えば、私はそれなりに動く」と、しっかりと強く言っておられました。

今回、このように6,254名という署名は、条件等が整ったとみなすと私は思うんですけども、市長はどう考えますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、先ほど申し上げましたように、私、執行部、また議会、市民全体が一緒にならないとできない問題でございます。これは、先の合併問題等々で議員もよくおわかりのことと存じております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

かつて合併騒動が起きた平成16年、17年当時には、松下市長は公職の場におられませんでしたので、そのときに賛成・反対という立場はとっておられませんでした、当然。そして、市長選挙の折にも、私の記憶する限りにおいては、公約においては合併問題は一切触れておられませんでした。

そこで、合併が賛成であれ、反対であれ、この、今、時期ではないという答弁をいただきましたけども、民意を尊重するというこの政治家としての、公人としての最低限の約束ごとと申しますか、道義、内容でございますが、その点から考えまして、民意を尊重する

という考えにおいてはどうでしょうか。それを尊重するお考えはございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、中間市長といたしまして民意ということは十分尊重しなければならないと、そのように思っておりますけれども、この合併問題につきましては、議会制民主主義におきます民意というのは議会というふうに認識をいたしております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

それがゆえに市民はかつて合併問題を契機に非常に傷つき、中間市政に対して不信を抱いたわけであります。あれだけ住民投票をしたにもかかわらず、それをひっくり返した中間市議会に対して非常に憤りを感じ、不信をしたわけでございます。

ですから、市長が言われたように、民意というのは議会ということをおっしゃられたけれども、確かに議会も民意の代表者でございますけれども、市民一人一人も民意でございますので、両方を見つめなきゃいけないと思いますけれども、その点、もう一度言葉を改める気持ちはありますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申しましたように、私は民意は尊重しますし、どういうふうな機会であれ、いろんなところに出ていきまして、民意を十分聞いているつもりでございます。しかし、このような議会議決の必要なこういうふうな大きな問題につきましては、議会の議決というのは民意という位置づけで考えております。

それと、今さきほど合併騒動という、騒動とは私は思っておりませんし、私自身、市長になったのは、合併で中間市が二分された状況の中で、この中間市づくり、どんなふうにするかということで、合併問題は横に置きましょうと、そして、みんなでこの中間市を一緒にやってつくっていきましょうと、そういうふうな思いで市長に就任したところでございます。

今の、その時期かという話でございます。ああいうふうな、白紙というふうになった中で、一定期間は自立していかなければならない、そういうふうな状況の中で、合併問題は少し横に置いて、この中間市づくりを市民の皆さん方と一緒にやってつくってまいりたいということで中間市政を行っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

次に、先ほどの答弁ありました財政問題、また、言葉に出ておりました夕張市の問題についてちょっと質問をさせていただきます。

夕張市は平成１６年度決算で黒字収支であったわけですが、翌年の１７年度決算時点で財政再建団体に指定されました。確かに隠れ借金がその主な原因とはいえ、自治体の財政の信頼度が失われた大きな事件でございました。

夕張市が６３２億円という巨額の債務に至った原因は、企業会計を通じた第三セクターへの財政補てんの累積が直接の原因となっています。既存の財政再建制度が一般会計のみを基準としていることから、特別会計に赤字をつけかえると実態が反映されないという制度上の問題がございました。

この欠点を補うために、先ほど市長も答弁の中で言うておられましたように、地方財政健全化法が昨年成立し、来年度より実施されることはご承知のことと思います。

中間市の場合、累計１５０億円を超える借金をかけて進めようとしている下水道工事や企業会計・特別会計に対して年２０億円近くも出している一般会計からの繰出金、年１０億円にも至る広域事務組合に対する負担金、ハピネス等関係団体に対する年２億円を上回る補助金等、表には出てこない事業や団体の経営実態の懸念もありますので、夕張市のようにいきなり破綻ということもないとも言えません。

地方財政健全化法に備え、中間市も特別会計・企業会計を含めた連結決算の準備をしていると思いますが、松下市長は、市長就任以来、連結決算の試算、あるいは特別会計・企業会計に対する精査、健全度のチェックはされたことはございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、特別会計等々の繰出金、これは公表されていないような話でございますが、これはちゃんと数字的にも公表しておりますし、今、連結決算等々も含めてやっているところでございます。今、指標出ましたので、１８年度決算等々も、その指標にあわせて精査しているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（２番 佐々木晴一君）

下水道事業に例をとってみれば、借金返済に当たる公債費６億円のうち５億円は、一般会計からの繰入金です。つまり、下水道事業からの借金返済はほぼ全額といってもいい額を一般会計からやりくりしているのが現状でございます。

事業収入から全くできていない状況だと言いかえることもできると思いますが、確かに繰入金等のうち５割から４割交付税措置がされているとはいっても、最近の地方交付税は

支給額の内訳が明らかにされていませんので、はっきりと財源の根拠をつかみにくい状況であることはご承知と思います。

今の調子で交付税が減らされていけば手出しが増えるばかりか、年々、平成36年まで増え続ける下水道事業における債務残高と公債費、また、人口が減り続ける中での借金返済、果たして今後やっていけるのでしょうか。その他、市立病院や国保事業等特別会計・事業会計等すべてがしかりでございます。本当に市長、単独行政で今後10年、20年、中間市はしっかりとやっていける自信ございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

前段で下水の話がありましたけども、下水道の関係でございますが、下水がそういうふうにお金を使うから中間市がということでございますか。——いいです。わかりました。

下水、今ある一定規模の量で工事推移しております。それは何かといいますと、将来にわたる負担、これを平準化するためでございます。起債で借りて一気にということもできるんですが、将来、一気にしたときの負担が一遍に増えるということのないように、平準化しての工事量を今やっているわけでございます。

そういうあたりを十分考えて今、下水道整備、しかしながら、多くの方が望んでおられますので、下水道の量というのは大変厳しい財政状況でございますけれども、一定量、それ以上に増やそうかなというふうな思いで今やっているところでございます。

しかし、いきなり増やしても、将来負担がいきなり増えてくるというふうな、今言われた返済、そういうのが増えていきますので、一定量の一定規模を推移してやっているところでございます。それは将来負担を考えてのことでもございます。

ただ、下水がそれだけやから中間市の財政はどうかと聞かれても、下水だけでは中間市の財政はどうにも、十分大丈夫でございます。

それと、先ほど申しましたように、財政計画の中で申しましたように、行財政集中改革プラン、これ今鋭意やっております。そういうあたりで中間市の財政というのは十分やっていけるし、今、国から示されておりますその指標の数値につきましても、18年度決算に当てはめてしましたところ、十分余裕のあるところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

その回答の中で感じられていることだと思いますけども、今までの地方交付税が交付税措置をされるからということで借金を、市債を借りて、その返済をしていたということがあると思うんですけども、いきなり、こういう時代に三位一体改革によって地方交付税が減らされるという事態が来るとは当初考えていなかったでしょうから、そういう計画でし

たと思うんですけども。

返済計画の中に地方交付税だよりがかなりあるんじゃないかということを思いますので、そこら辺のところを長期計画で、もし今後地方交付税が変動した場合でもやっていけるようなしっかりとした計画を立てていただきたいと思います。

次に、夕張市という言葉に関連して一言言わせていただきたいと思います。

2月6日の特別会議室で行われた予算説明のための全員協議会の席上、合併運動をやっている私に対して、中間市の財政は何の問題もないと、合併運動それ自体は終末思想の宗教みたいだと言われた山崎副市長がおられましたけども、今度、中間市を離れて県庁に帰られますので、ちょっと聞いておきたいんですけども、単独行政でやっていける、単独行政で大丈夫といえる根拠を言ってみてください。

○議長（井上 太一君）

山崎副市長。

○副市長（山崎 義弘君）

私が2月6日の全員協議会の席上で発言した趣旨は、合併の署名運動をなされるのはご自由なんですが、財政問題も含めて、市民を惑わすような、誤った言説が余りに甚だしいということで注意を喚起したものでございます。

例えば、2月3日の受任者の決起集会で、幾つか佐々木晴一議員がおっしゃられております。その中でどうなのかなという部分を、幾つもあるんですが、まず、中間市の経常収支比率は平成19年度100%を超えていると言われております。18年度決算では102.2でございましたので、確かに100を超えておりますが、19年度はまだどうなるかわかりません。

そして、企業でいえば、第1回目の不渡手形を出したんだと、デフォルト、債務不履行はやっておりません。職員に対する給与もちゃんと月々支払っております。借金の返済も金融機関に対して滞りなく期日に償還を行っております。一切のデフォルトは行っておりません。

夕張市は、先生言われますが、結局あそこは粉飾決算をやっていたんです。それを議会も監査委員も機能しなくて見逃してきてたわけです。こちらはちゃんとすべて公表して、健全な財政運営を行っております。

それと、先生言われたのが、10年後には約3万3,000人になると言われています。ただ、厚生労働省の全国の市区町村人口の推計値、平成15年12月時点の推計値ございますが、中間市、2020年でも4万1,000台をキープします。これは精度の非常に高い推計でございます。それを3万3,000人にまで減るとか、極端な推計値を述べられております。それもおかしいと思います。

それから、10年後には3万人になる人口、企業も来ない、高齢化が進む中間市、泥舟と運命をともにするのかと、そういうふうなお話なんですけど、これは、中間市民としての

誇りとか自立心というのを捨て去ったような言説は、甚だちょっとおかしいんじゃないかというふうに私は思います。

16年の12月、合併に至るプロセスの中で一番重要なのは、合併関係市町村における合併議案の議決でございますが、これは先生もご承知だと思いますが、結局、2月3日の日にこういうふうな受任者の決起大会をされたということですが、市長と市議会議員の全員の方に招待状を送られたが、同じ会派の方も含めてどなたも出席されていない。こういうことは、まさしく、今はやりの言葉で言いますとKYではなかろうかと私は思います。

以上です。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

KYという表現も出されていますけども、2月6日に全員協議会の折に、こういう夕張市ということを私は余り強調しているつもりはないんですけども、言ったんでしょう。そういうことも指摘されて、合併運動をさして、終末思想の宗教みたいだという表現は、これは、中間市の将来を案じ、合併運動を一生懸命やっている私のみでなく、中間市民すべてに対する冒とくではないでしょうか。この点、このコメントを聞かせてください。

○議長（井上 太一君）

山崎副市長。

○副市長（山崎 義弘君）

ですから、財政破綻を起こさないように、自治体の財政健全化法も成立しましたので、それも踏まえて適正な、健全な、計画的な財政運営をこれからしっかりとやっていくわけです。

これまでも集中的に行革をしまして、投資的経費、いろいろ業界の皆さんご迷惑かけておりますが、事業を抑制したりとか、そういうこともしています。職員の皆さんも、給与構造改革の導入によりまして定期昇給もないような状態が続いております。

そういう形で抑制をして、今まで真剣に取り組んでやっておりますし、今後も計画的な健全財政運営を行って、今度、中間市50周年を迎えられますが、60周年も大丈夫だと思います。むしろ福岡県の方がひょっとしたら道州制でなくなっておるかもしれません。

10年後ということになりますと。

だけど、よほど危なっかしいことをしない限り、私、財政のプロを自認しておりますが、間違いなく健全な財政運営は続けることができると思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

KYとか、そういう、終末思想の宗教というような、軽はずみなこれは発言だと思います

すので、反省してください。こういう場で言うのは。

それで、最後に、時間がないので、北九州市における合併のメリットというのを、市長も本請求はされたと、北橋市長の方にその本請求の書類を持っていくと思うんですけども、そのときぜひとも言ってほしいんですけども、北九州市が中間市と合併した場合のメリットとしまして、仮に前回と同じ規模に当たる670億円相当の新市建設計画を立ち上げた場合、当時の合併特例債では起債充当率95%、元利償還金の70%を交付税で措置されますことから、元金のみだけで約450億円近くの国からのただでもらうお金が来るわけでございます。

現在の新しい合併特例法では、起債充当率90%、元利償還金40%を交付税措置されますので、元金だけでも約250億円を北九州市は国からお金をただでもらうことができるわけでございます。

さらに、現在の中間市の人口は4万7,000人ですが、北九州市が独自で人口を4万7,000人増やすより、中間市を吸収合併した方が合併特例法の特典により、普通交付税において一本算定より毎年8億円の増収がずっと続くとともに、合併のための経費として毎年6億円がプラスされるはずです。

さらに、特別地方交付税に関しては、合併算定により毎年7億円の増収が見込まれるとともに、合併のための経費的措置として毎年2億円が国からただでもらえるはずです。

北九州市が独自で人口を4万7,000人増やすより、中間市と合併した方が新市建設計画で250億円の得、普通交付税で毎年14億円の得、特別地方交付税で毎年9億円の得であるということを松下市長より北橋市長に強く訴え、口説いていただきたいと私から祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、暴力追放問題について質問をいたします。

暴力団組員による政治家や市民運動家への発砲、殺人事件や暴力団の抗争などが九州、福岡県を中心に多発しています。直近では2月25日に小倉北区の小学校から数百メートルの住宅街で、暴力団組員による発砲事件がありました。福岡県には指定暴力団が五つもあり、これは全国一です。そのため福岡県警は、これらの暴力団を壊滅することを掲げていますが、暴力団組員による殺傷事件は、後を絶たないのが実態です。

私は、8年前に住民から「中鶴地区に基礎工事をしている建屋は暴力団事務所ではないか」という声が寄せられて以来、たびたび暴力追放、暴力団極政組事務所の撤去を求めてきました。

大島前市長は、暴力追放を公約し、明るい街づくり課を設置しましたが、暴力団極政組組員が市民の代表である現職の市議会議員を襲撃し、重傷を負わせる事件を起こしました。議会を初め、「暴力追放、暴力団事務所をなくせ」の市民運動が盛り上がり、全会一致の議会決議や、暴力追放推進協議会を発足させましたが、暴力団事務所を撤去することなく大島市長は引退しました。

その後、松下市長になり、明るい街づくり課を廃止し、年1回の暴力追放市民集会の開催だけにとどまっています。

昨年11月末に、暴力団極政組事務所は、覚せい剤の売買で警察による大掛かりな家宅捜査が行なわれるなど、数々の事件を起こし、地域住民は不穏な生活を強いられています。

県内では筑紫野市や直方市が、警察・行政・市民の運動で、暴力団事務所を撤去させました。

安心・安全なまちづくりのために中間市で最も人口が密集している地域にある暴力団組事務所を撤去させ、周辺地域の住宅環境を整備することは、中間市の重要な行政課題です。

2003年12月中間市議会で「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める」請願を全会一致で採択しています。市長は、市民の負託を受けた全議員が行なったこの決議を重く受けとめ、市民の代表として率先して行動すべきではありませんか。

そのためにも防犯協会や青少年問題協議会、婦人会、商工会議所など市内35団体が加盟している中間市暴力追放推進協議会の会長である市長は、その機能を生かし、暴力団極政組事務所の撤去に取り組むべきではありませんか。

次に、公営・公共住宅に暴力団組員を入居させないことについて伺います。

国土交通省は、全国の自治体が管理している公共賃貸住宅から暴力団を排除するよう、自治体に促すことを決めました。新たな指針では、入居資格に同居家族も含めて暴力団組員でないこと、また、警察と連携して組員かどうかを確認し、組員の場合、警察官同行で入居拒否や明け渡し請求を行うことが盛り込まれます。

公営・公共住宅から暴力団組員を入居させないための対策について、市長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、曲川・堀川的环境整備について伺います。

曲川と堀川は水源がほとんどなく、雨水と生活排水が主流となっています。水洗化が完備するにしたがって、下水道の浄化された処理水の活用は欠かせません。

平成11年6月議会において、私は、曲川と堀川の悪臭対策について、当時の藤田市長に質問したところ「河川の維持用水については、水量の確保や水質の観点から、平成19年ごろには遠賀川下流浄化センターで、高度に浄化された再生処理水を堀川と曲川に放流する計画を決定している」と答弁していますが、その進捗状況と環境整備について伺います。

最後に、妊婦健診について伺います。

北九州市医師会の調査によると、経済的な理由などで妊婦健診を受けないまま出産間際に医療機関に駆け込む飛び込み出産が北九州でこの３年半の間に１０９件もあり、そのうち３件は中間市でした。半数以上が早産などの異常分娩で、胎児や新生児の死亡率も通常の約１２倍にもなっています。妊婦健診を受けていないため、妊娠中に異常を発見できず、対策や管理が不十分だったと見られます。

また、分娩費用の未払いが約３割にのぼり、出産後に乳児を病院に置き去りにしたケースも２件あり、妊婦が経済的、社会的問題を抱えるケースが多くなっております。

妊婦は健診時、１万円札を持って「これで足りるかな」と心配しながら健診を受けていると聞きます。また、ある医師は「妊婦には喜びと同じくらい不安があります。妊婦健診を受けない人には、お金もないし、身近に声をかけてくれる人もおらず、孤立している人が多いのです。産後もお母さんには子育ての不安がつきまといます。独りぼっちにしないよう心のケアも必要です」と言われています。

昨年１月１６日、厚生労働省は、妊婦健診の公費負担の望ましいあり方について、各自治体に通知しました。その通知では、

近年、高齢やストレスなどを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により、健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健診の重要性、必要性が高まっているところである。

また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診負担軽減が求められており、妊娠・出産にかかわる経済的な不安を軽減し、積極的な妊婦健診の受診を図るため、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。妊婦健診にかかわる公費負担については１４回程度行われることが望ましいと考えること。

として、妊婦健診の充実のための交付税措置を行なっています。

貧困と格差が広がり、経済的困難を抱える妊婦が増えている中で、母子の命と健康を守るために欠かせない妊婦健診の公費負担の拡充を図るべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

これで、１回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

暴力追放問題について答えをいたします。

本市におきましては、昭和４０年３月議会におきまして、暴力追放都市宣言が決議されております。当時は、市制施行から間もない時期で、市の将来像を描く上で、決議されたものであり、当該宣言は崇高な普遍の誓いでございます。

しかし、市民の願いもむなしく、組織暴力団が進出し、市内に暴力団組事務所が設置され７年が経過しております。このことは誠に残念であり、一刻も早く暴力団組事務所がな

くなることを願うものでございます。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法は、暴力団員の行う暴力的要求行為等の規制や対立抗争によります市民生活の安全と平穏の確保を目的に制定されております。その中には、暴力団事務所そのものは違法ではなく、取り締まりの対象にはなっておりません。

暴力団対策法第29条におきましては、事務所等における禁止行為といたしまして「事務所またはその周辺において、著しく粗野、もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること」と規定されております。しかしながら、同法では、暴力団組事務所の存在そのものを規制していないだけに、簡単なことではなく、苦慮いたしているところでございます。

近年、県下各地におきまして、警察の強力な取り締まりにもかかわらず、暴力団による事件が発生しております。数々の事件は、住民に対して不安を与え、平穏な社会生活を脅かすことにもなり、特に青少年に及ぼす影響は、真に憂慮にたえないものがございます。

本市におきましては、暴力団3ない運動を推進し、暴力団に屈することなく、勇気を持って暴力団を社会から締め出すことを目的として、平成15年度に、中間市暴力追放推進協議会が発足いたしました。この協議会は、暴力追放都市宣言に基づき、中間市議会を初めといたしました35団体の協力により構成されており、暴力のない街づくりを目指すものでございます。

昨年、11月27日には、第4回中間市暴力追放市民集会を開催し、約270人の市民が参加する中、「犯罪のない安全・安心で住みよい街が市民全員の願い。集会を機に、市民全員が暴力団を許さない決意を持とう」と決議したところでございます。

市内に進出した暴力団組事務所の撤去を実現するためには、市民の暴力追放意識の高揚を図るとともに、全市的に暴力追放運動を活発化させていく必要があると考えております。

どのような動機があろうとも、平気で人を傷つける暴力行為は、絶対に許されることではございません。

今後も、中間市暴力追放推進協議会の活動を支援するとともに、中間市から、あらゆる暴力とその要因をなくし、安全・安心で住みよい街にするため、警察や暴力追放運動推進センターなど関係機関と協働して、粘り強く運動を進めていく所存でございます。

また、公営住宅における暴力団員排除につきましては、国土交通省住宅局長通知によりまして、公営住宅における暴力団員の不法・不当行為等については殺人事件や傷害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等、さまざまな問題が全国的に発生している状況であり、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保する上で、看過できないものとなっていることを背景に、公営住宅における暴力団排除の基本方針が示されたところでございます。

この基本方針により、暴力団員については、所得を的確に把握することは困難であり、

入居収入基準を満たしているとは判断することができないことや、他の入居者の生活妨害等の行為を行なう恐れが高いと判断されるため、公営住宅の使用許可をすることが適当な者とは言えないことから、入居申込者とその同居者が暴力団員である場合には、入居決定しないことが原則となっております。

この基本方針に基づき、今後、当市における市営住宅の募集につきましては、募集パンフレットやホームページ等により入居申込者が暴力団員である場合には、入居決定しない旨を周知することといたします。

また、入居の手続におきましては、入居者及びその同居者が暴力団員ではないことを確約する書面を入居決定者から提出させるとともに、あらかじめ入居決定者に対し入居後、入居決定者とその同居者が暴力団員であることが判明したときは、明渡請求事由に該当することとなる旨を書面により通知し、暴力団員を排除するようにしてまいります。

また、暴力団員であるにもかかわらず、偽って入居していることが判明した場合といたしましても、明け渡し請求を行なうとともに、明け渡し請求後も退去しない場合には、法に基づき厳正に対処いたしたいと考えております。

既存入居者である暴力団員に対する措置といたしましては、暴力団員であることが判明した場合には、近傍同種の住宅の家賃を課すことを原則とし、その自主的な退去の促進に努めるようにいたします。

なお、暴力団員であることが疑われる者への対応といたしましては、警察と連携を十分に図り、協力を求めて公営・公共住宅から暴力団員を排除するよう努めてまいりたいと思っております。

次に、曲川・堀川的环境整備についてお答えをいたします。

本市市街地を流れる曲川・堀川はいずれも、遠賀川水系の1級河川でありまして、福岡県北九州土木事務所が河川管理を行なっております。

まず曲川でございますが、中間市の切畑橋を起点といたしまして、水巻町、芦屋町を経由して、県管理河川江川を経て、遠賀川へ流れる全長7.9キロメートルの河川でございます。

曲川の主な水源は、上流の切畑水路のわき水と、朝霧水路に流れ込む雨水等が主なもので、上流部は流域流入面積が少なく、河床勾配も緩やかなことから、以前は河川水が滞留しやすく、水質汚濁や臭気等で市民の皆様から、水質改善の要望が多く寄せられておりました。

平成11年以降、曲川上流部の通谷団地、太賀団地等の公共下水道整備が進みまして、この結果、通谷電停近くの切畑水路では、水質浄化が進んでまいりました。しかし、公共下水道の整備とともに、両水路の流量が減少していくことも懸念されております。雨の少ない時期には、曲川の水が滞留を起こし、悪臭を放つこともございます。

このようなことから、河川水を滞留させない方法といたしまして、県工事として河川の

浚渫が下流の水巻町から順に施工されており、中間市における流域にあっては、平成23年度に、新岩瀬橋付近まで計画されております。浚渫が進めば、曲川の水質改善が図られるのではないかと考えております。

また、環境整備の面から申し上げますと、平成20年度に河川環境整備事業といたしまして、曲川上流部切畑橋の左岸側から道路端にツツジの植えつけを行い、市民に親しまれる曲川を目指してまいる予定でございます。

次に、新々堀川につきましては、中間の唐戸の水門を起点とし水巻町を經由し、北九州市の洞海湾に注ぐ延長9.2キロメートルの河川でございます。

堀川は、北九州市の楠橋から遠賀川を分流しまして、寿命の水門から、国土交通省管理河川笹尾川に流入し、ふたたび、中間市土手ノ内から分流して、新堀川となります。そして、国土交通省管理河川の黒川へと流入し、中間の唐戸水門へと至っております。

新々堀川は、黒川から流入いたしまして、唐戸水門より下流には、市管理河川道元水路が流入しておりますが、どちらも河川流量が少なく、上流部の下水道普及率も低いことから、市民の皆様から水質改善の要望が多く寄せられております。

堀川の水質改善策といたしまして、下水道のさらなる普及及び河川水量を増やすことによる水質の改善を図ってまいりたいと考えておりますが、堀川の水量を増やすためには、土手ノ内の笹尾川から黒川に至る新堀川の改修が必要と考えられますことから、福岡県に対しまして、強く改修の要望をしてまいりたいと、そのように思っております。

また、水辺環境の整備といたしまして、地域住民の方やボランティア団体による河川内の草刈りや、清掃が行いやすいように、今年度、北九州土木事務所によりまして、堀川護岸に鋼製はしごを12基設置していただいたところでございます。

市といたしましても、市内の河川浄化の啓発にも努めてまいり、広報等を通じまして生活雑排水を排水口へ流すときの注意を喚起するとともに、中間市環境衛生協議会では家庭廃食用油、てんぷら油等々でございしますが、回収事業により廃食用油の河川流入を防ぐ水質保全活動を実施していただいております。

昨年も多くの市民の参加によりまして、曲川・堀川の清掃活動が実施され、河川内に散乱したごみや空き缶のほか、不法投棄された自転車やバイク等が多数回収されております。

両河川につきましては、今後は、水量不足が懸念されるところでございます。福岡県の管理施設であります遠賀川下流域浄化センターにおきまして高度処理されました処理水を、曲川と堀川に河川の維持用水として、1日に1万5,000トン返流する将来計画がございしますが、処理水に含まれる窒素やリンの影響によりまして、河川水の滞留日数が長い両河川では、富栄養化により水質が悪化するものと判断されます。

このことから、処理水を返流するという将来計画につきましては今後、さらに検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、両河川とも、市民に、身近な河川であり、憩いの場として水

辺環境づくりを目指すため、今後とも河川管理者である福岡県に対しまして、河川改修等への環境整備を強く訴えていくとともに、地域住民の方やボランティア団体の協力をいただきながら、水辺環境の整備に努めてまいりたいと、そのように思っております。

次に、妊婦健診についてのご質問にお答えをいたします。

出産、子育て支援などの少子化対策は、本市でも重要な施策の一つであると認識をいたしております。

議員もご承知のように、本市における少子化対策の一環といたしまして、既に昨年12月議会で乳幼児医療助成制度の助成対象年齢を5歳未満から就学前まで引き上げることにつきまして条例改正案をご提案申し上げ、本年4月から実施することといたしております。

妊婦健診の公費負担につきましては、厚生労働省により、昨年1月に妊婦健診の公費負担の望ましいあり方についての通知がございました。この通知によりますと、基本的に5回程度の公費負担を実施することが原則であるとされております。

平成20年度の予算編成におきまして、妊婦健診の公費負担の拡充について検討をいたしましたが、現在、本市におきましては、行財政集中改革プランに取り組んでおりまして、乳幼児医療制度の拡充と、妊婦健診の公費負担の拡充を同時期に実施することは、少し厳しい状況でございました。

しかしながら、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健診の重要性、その必要性は十分に認識をいたしております。妊婦健診の公費負担の拡充につきましては、前向きに検討をしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

再質問に移らしていただきます。

今年1月19日に開かれました日本共産党も参加しております、暴力をなくす市民会議の総会に、市長、また、議長から激励の祝電、メッセージをいただきまして、本当にありがとうございました。

ところで、先ほども申しましたように、松下市長は、明るい街づくり課をなくし、所管を福祉会館の市民協働課にするなど、暴力追放・暴力団事務所撤去の取り組みが後退しているのではないかと危惧しているところです。

市長もご存じのように、昨年11月に開かれました暴力追放市民集会で、折尾警察署長は「直方市の暴力団事務所を撤去したことや中間市も暴力団事務所を行政・警察・市民の運動で撤退させましょう」とあいさつしております。

私も、聞くところによりますと、暴力団の組員が小さい子供さんにお小遣いをやっているとか、また、ご存じのように、覚せい剤売買がとても回数も多く増えてされているとい

うようなことも聞いております。市長の、先ほど「暴力団事務所を撤去せねばならない」と言っておりますが、再々「法があるので」ということを言っていますけれども、他の地域でも、やはり行政、市長を先頭に暴力団事務所撤去に向けて頑張っておりますが、そこら辺の決意を再度、簡単にお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

思いは一緒でございまして、中間市からそういうふうな組事務所等はない方がいいわけでございます。頑張っていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今後の運動ですけれども、先ほど、暴力追放推進協議会、中間市の全てと言っていいほど、35の団体が入っておりますそういう会がありますけれども、そこら辺を十分生かして、全市民の運動にするというきっかけにすべきと思います。これまで幹事会というのはほとんど開けておりませんので、そういうところに依拠していつてはいかがと思いますが、その点について確認をいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

十分そういう組織を活発化させて対応をしていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことで、大いに活用して今後運動をしていつていただきたいと思います。

ところで、今年は暴力団事務所そばの市営住宅の建て替えが計画されているのではないかと思います。市営住宅の建て替えをするに当たり、周辺地域の環境整備は不可欠と考えておりますが、市長はそのことについてどんなふうに今お考えでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、中鶴の市営住宅等につきましては、将来、国からの補助をもらわんとやっていけない事業でございます。その準備のための計画を練っているという段階でございまして、今あそこにどのような、どれぐらいの規模の市営住宅をどのように建てるかというのは、まだ検討中でございまして、どういうふうな順番で国に申請しようかなというふうなとこ

ろでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

市営住宅そのものをどういう形ということで、駐車場はどのくらい要るか、そういうことを今検討中ということでしょうけれども、それに関しまして、市営住宅の周りには八百屋さんやたこ焼き屋さんやら、もちろん暴力団事務所もありますけれども、そういう建屋というんですが、そういうお店に対しても何らかの ATTACK をしないといけないと思いますが、その点についてはどんなふうに考えていますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

建て替えます市営住宅の規模によって、どうするかということは決まっています。今ある敷地で十分であれば、そこまでいきませんし、広く土地が必要ということであれば、今おられる方にもお願いせないかんという場面にはなろうかと思っておりますが、要するに、今、市営住宅建っておりますその市有地の中で対応できれば、それで済むということになろうかと思っております。

将来の、どれぐらいの規模に建てるかによって、周辺に影響をあたえるということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

明らかにあそこ、暴力団事務所、その他もろもろのところは十分、これから市営住宅を建てる上では、きちんと整理しないといけない環境にあるかと思しますので、そういう方向で市当局も考えていると思いますので、今後よろしくお願いいたします。

今年2月の9日に、工藤会系組員2人が逮捕され、うち1人は中鶴2丁目の県営住宅の住民ということでした。既存の市営住宅などに暴力団組員だなど見られる人たちが入居しているかどうか、その実態について、所管の担当の方からお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

梶野建設産業部長事務心得。

○建設産業部長事務心得（梶野 広行君）

現在、市営住宅596戸管理いたしておりますけど、既存の入居にはそういう方は見当たりません。

なお、今後、平成20年度からは、空き家募集等につきましては本人が暴力団員でない

という確約書をいただくということを考えております。なお、その後、9月ごろになると思われますけれど、市営住宅条例の一部改正が必要になってくるかなと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私は、そこら辺をよく歩き回るので、大体住民の人たちの状況というのがかなりわかっているところですので、やはり中間市の本当に明るい街づくりのためには、その市営住宅も含めたそういうこの環境整備がとても大事だというふうに考えております。

北九州市では、昨年1月から発砲事件は合計10件もあっております。発砲現場は、不動産会社やガス会社、建設・土木事務所などです。明らかに暴力団組員がフロント企業として土木や建設事業に介在していることが伺えます。

中間市でもこうした事件がいつ起きてもおかしくありません。公共工事に暴力団や、そのフロント企業の介在を許さないことが必要です。市長の決意をお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

全く言われるとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

「言われるとおり」と言われたんですね、はっきりよろしくお願いします。胸張って言ってくださいませ。

次に、環境問題についてお伺いいたします。

今、市長は、「積極的に曲川、それから、堀川の水辺環境については県と協議しながらやっていきたい」というふうにお伺いしまして、私も、ぜひそういう意味では、ボランティアも含めて頑張っていきたいというふうに思っております。

市長は岩瀬にお住まいなので、よく曲川・堀川の悪臭が大変だということはお存じだと思いますけれども、本当に水がないということで、県の方が今調査中ということですが、北九州市ではリバーウォークといいまして、処理水を利用して十分やっているところがあります。

そして、窒素、リンにつきましても、水量があれば、そこに草が生え、それを十分浄化していくというふうにデータも出ておりますので、再度、やはり水量の確保は必要な堀川・曲川だと考えておりますので、今後十分県とも相談して進めていっていただきたいと

思います。

ところで、私は、今回2時間半ばかり堀川・曲川ずっと歩いてまいりました。そのときに、本当に川、河川敷にペットボトルや缶、それから、自転車は11台も、数えてみましたが、捨てられて、本当にこんな状況があります。

担当も、それとかボランティアの方々も本当に懸命に努力して、そういうクリーンアップに努力しているとは思いますが、私も調べてみましたら、県の事業で、クリーンリバー推進対策事業として、定期的に河川の清掃、除草などを行う河川愛護活動をボランティアを支援していますということで、年間そういう団体には5万円、それから、仕度、手袋だとか軍手だとか、そういうようなものについても費用を出すと、こういうものがあるというのを今回初めて知ったんですけれど、こういうところを、やはり市民に公募してはどうかと思うんですが。

今聞くとによりますと、1人ぐらいがこういうことを活用してされていると聞いておりますが、どうなんですか。その点について伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

クリーンリバーというようなことで、河川清掃、これはうちの地区もやっております。一定の時期にやりますし、私、岩瀬でございますが、1区、2区もやっておりますし、曲川、整備しようという話を今やっておるんですけれども、その河川についても、この制度を利用しながら、どこの町内会はどこという分担を、町内会も今やろうとしている状況でございます。これは十分利用しているのが現状でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私の知らないところで随分されているということははっきりしましたけれども、私が聞いたところでは、堀川では1人ぐらいしかしていないということで、曲川・遠賀川についてはよく存じませんでしたけれども。（発言する者あり）そのことはいいです。

250年の歴史のある江戸の水門、今回、私もあそこのあたりを十分見てまいりましたが、本当に樹木も生い茂って、雑草も多くて、それから、案内板も壊れたままと、音声の案内ができるというのも音が出ないというようなことで、聞くとによりますと、社会見学で300人ばかり説明をしているということですので、そういう説明がなくても見学している方がいらっしゃると思います。

今年は市制50周年ということでもありますし、中間市の貴重な史跡としてアピールしてはいかがでしょうか。そういう改修も含めて一言お願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

唐戸水門、本当に歴史的な建造物でございますし、そういうふうな産炭地域、発達したときの本当に貴重な遺産でございます。そういうふうな面で、音声の案内器をつけておりますが、いつも壊されてしまいまして、これは逆に撤去をした方がいいんじゃないかという話を最近したばかりでございます。

それにかわりますちゃんとした説明パネルを設置した方が、かえって壊れたままを放置するよりいいんじゃないかという話をしたばかりでございます。担当部署とも協議して対応をしたいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということで、環境整備、唐戸の水門を、ぜひ中間市をアピールする意味でもよくしていただきたいと思います。

最後に、妊婦健診についてお伺いいたします。

ここに1月に出産しました女性の妊婦健診の費用一覧表がありますけれども、1回が6,000円、6月には1万4,000円も費用がかかっております。そして、出産費用を除きまして妊婦健診費用は合計9万3,280円です。若い人たちの収入は本当に少なくなっておりますし、やりくりが本当大変です。

私の娘も、「1万円札を握って健診に行ったところ、足りないということでATMに駆け込んだんよ」と、こういう話もしておりましたけれども、先ほども申しましたように、厚生労働省も交付税措置もしているということで、5回をということで、たしか5回は出ていると思いますけれど、中間市は平成18年度を見ましても、約33名の人たちが対象だと思います。

そういう中で、経費も18年度は414万円、これで経費ができているわけで、2回で。ということで、近隣では水巻町、芦屋町、岡垣町などは既に3回やっておりますし、増やす方向で検討中とも聞いております。

それで、今年は、中間市は乳幼児医療費、確かに皆さんの運動で就学前までという年齢拡大しましたが、県の方針で、10月から乳幼児医療費無料化を、3歳未満から就学前まで拡大すると、こういう方向できていますので、そういうことも含めまして、妊産婦の健診というのは増やせるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えいたしましたように、そういうことも含めまして前向きに検討をしていき

たいと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

前向きということは漠然としていますので、常に検討と前向きというのは、市長の思惑でどうでもなるかなと思うので、ぜひ市長、最低5回出ています。財政措置も入っているはず。ほかのところを削ってでも少子化対策、こういうところをもって、本当に若い人たちが「中間市に来てよかった。保育料も安い、保育園にも入りやすい。妊産婦のこういう健診も本当に努力している」とアピールできる、50周年ですので、どこかそういうところでどんどんアピールしていただきたいと思いますけれども。

ぜひそういうことで、もう一度、何回するぐらいは言えませんか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、予算等々も伴うものでございます。ここで私、そういう気持ちがあっても、そういうことで、議会というのがありますので、ここで何回します、これに費用をこんだけかかります、使いますということでもなりませんので、私は、前向きにご提案をさせていただくということで許していただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございます。前向きにということは何度も聞きましたので、しっかり受けとめておきます。

最後に、同じ健診の件ですけれども、今、健診は2回ですので、ほとんど県外でということはないと思うんですけれども、お母さんの体調とかで里帰りでも県外に行って健診するというケースもあると聞いております。他県では、そういうことで償還払いで、そういう他県で受けた健診料も支給してあるというふうに聞いておりますけれども、中間市の場合はそこら辺はどうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当部の方から回答をさせます。

○議長（井上 太一君）

中尾健康増進課長。

○健康増進課長（中尾三千雄君）

お答えします。

過去からそういった事例はございません。仮にそういうことが出てくるとするならば、償還払いの方向で考えていくべきだろうというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

これで終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下であります。質問通告に基づいて一般質問を行います。

まず、消防団員の皆さん方への評価の問題であります。

毎年1月の初めに行われている出初式、今年も市長が最高責任者として陣頭指揮をとられ、消防団員の方々も日ごろの訓練の成果をいかんなく発揮し、整然としたすばらしい式典でありました。

消防団員の皆さん方の活動は、市消防職員と連携し、市民の財産、生命を守り、「安心・安全の街、中間市」をつくっていく上で大変重要な役割を果たしておられることは言を待ちません。

火災や水害などの災害が発生した際には、自らの仕事を投げ出して、直ちに出勤、対処する行為は最大限の敬意を受けてしかるべきものだと考えますが、このような団員の皆さん方への処遇、ふさわしいものになっているだろうかということでもあります。一考あるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、小規模工事契約事業者登録制度の新設についてお尋ねをします。

商工会議所主催によるハーモニーホールで行なわれた新春交流会における商工会頭のあいさつに、「企業の中で圧倒的な数を占める中小企業が元気にならないと、そのまちも元気にならない」、このような趣旨の発言をされていましたが、全く同感だと思いました。

競争入札に参加できる力のある業者を対象にした登録制度だけでなく、100万、50万といった小規模工事を行う制度を新たにいく必要があるのではないのでしょうか。

全国で355の自治体が、この福岡県でも13自治体が既に実施をしています。ここで共通して挙げている目的が、「市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性に寄与することだ」と述べています。市長の考えを伺いまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

宮下議員の消防団の報酬につきましてお答えをいたします。

その前に、消防団設置の根拠につきまして少しご説明をいたします。

消防組織法第6条では「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」と規定し、第7条で「市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する」と規定し、第8条におきましては「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない」と規定しております。

また、第9条には「市町村は、その消防事務を処理するため、消防本部、消防署、消防団の全部または一部を設けなければならない」と規定しております。ここに市町村消防の基本原則が規定され、中間市は、この全部の機関を設けているところでございます。これが、公の消防機関である中間市消防団の設置に関する根拠になっております。

次に、消防団員の身分につきましては、同じく消防組織法第15条で「消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取り扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める」と規定し、条例主義をとっております。

これを受けまして、中間市消防団条例、中間市特別職職員の給与等に関する条例などに必要な規定を定めているところでございます。このようなことから、中間市消防団員は非常勤の特別職職員という位置づけとなっております。

さて、消防団員の災害救助活動に対する報酬につきましては、初めに、中間市消防団員の処遇につきましては、大きく分けまして四つの処遇の制度がございます。一つは、公務災害補償制度、二つ目は、退職報償金の支給制度であります。この二つは、いずれも法律等の規定によりまして、全国の消防団員が同一基準の適用を受けるものでございます。

次に、年間報酬、出動報酬等でございます。この二つは市町村の条例で規定することとされております。

以上の四つが、中間市消防団員の処遇制度の概要でございます。

中間市特別職職員の給与等に関する条例の規定におきましては、中間市消防団員の手当は、年間報酬部分と出動報酬等の部分とに分けておりまして、議員お尋ねの部分は、出動報酬等のうち災害出動手当のことであると思われま。

この条例の規定によりますと、訓練等の手当は、1人1回2,200円となっておりますが、水・火災等の災害出動手当は1人1回4,200円となっております。ただし、災害活動時間が8時間を超えた場合は5,200円と規定しております。

この災害出動手当につきましては、平成18年4月1日現在の福岡県下の各市町村の支給額と比較いたしましたところ、状況はまちまちでございまして、災害出動手当の最も高額な支給地域は、大刀洗町の1万4,200円、続きまして、福岡市の7,000円、次、

中間市の4,200円となっております。

また、災害出動手当を年間報酬部分に一本化し、個別に災害出動手当の支給をしていない自治体が16団体ほどございました。また、県下の災害出動手当の平均額は2,567円となっております。このように、災害出動手当だけを比較してみますと、中間市の4,200円は、69団体中の3番目に高い額となっているところでございます。

このように、消防団員の報酬等は、年間報酬部分と出動報酬等の部分に分かれておりますので、処遇を論議する場合は、これらの両方の報酬等を総合的に勘案して考える必要がございます。

また、消防団の活動する地域が都市部・中山間地域、また、島しょ地域、島でございますが、地勢の状況や管轄区域の広さ、また、消防団員の活動内容、災害発生回数、あるいは消防本部・消防署との連携のあり方等もあわせまして、地域の実情等を考慮し、決めるべきではないかと考えております。

このような事情を考えあわせますと、中間市消防団員の手当のうち、災害出動手当につきましては、私自身、妥当な額であると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、消防団員の皆様方には、日夜、生業の傍ら「自分たちのまちは自分たちで守る」という崇高な郷土愛の精神で、中間市の安心・安全を守るためご尽力をいただいておりますことには、いつも心から感謝をいたしております。

さらに、消防団は大規模災害発生時の地域密着性、要員動員力、即時対応力という3大特性を持っておりまして、消防防災組織といたしまして必要不可欠な公の機関である一方で、地域の中核的な人材集団、地域コミュニティーの基盤を支える団体といたしまして、大変大きな意義を有しております。

また、消防団員は、地域防災のリーダーであると同時に、さまざまな地域活動におけるリーダーでもございます。消防団が生き生きと活動し、地域にしっかりと根づいてこそ、住民が安全で、また、安心して暮らせる地域になるものと考えております。

したがいまして、今後とも中間市消防団には、消防・防災はもとより、自立・協働・効率を目指して安心・安全で「元気な風がふくまちなかま」のまちづくりのためにも、幅広くご協力をいただきますようお願いをしたいと思いますと考えております。

次に、小規模工事契約事業者登録制度の新設についてお答えをいたします。

現在の建設工事や物品関係の事業者登録につきましては、競争入札に参加を希望する事業者を対象とした登録制度となっております。そうした中で小規模で簡易な修繕や改修といったものにつきましては、現制度の物品関係での登録でも対応できる分野があります。

また、小額な契約案件ですと、競争入札ではなく、地方自治法施行令や本市の契約事務規則等による随意契約制度により、市内事業者に発注し、契約することが可能でありますことから、そうした案件での契約の機会の確保に努めているところでございます。

議員ご提案の競争入札に参加するのではなく、受注を希望する事業者の登録制度につき

ましては、随意契約という範囲内の事業等の発注に限れば、制度として導入が可能と思っております。現に他の自治体がそうした工事の部門で小規模工事事業者の登録制度を持ち、活用しているということでございますので、関係自治体より資料等々を集める中、検討してまいりたいとそうように思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

まず、消防団員の処遇に対しての問題について、再質問します。

今ここに例規集の中にあります中間市特別職職員の給与等に関する条例、この中に今市長が答弁された内容が触れてあるわけです。そして、４，２００円というこの出動手当、この額がこの中間でどういう地位を占めているのかということをもっと言いたいと思います。

この中間市特別職職員の給与等に関する条例、この中に、ほかにさまざまな審議会、そういうものが入っております。数にしますと約４０を超えています。例えば固定資産評価委員とか、公民館運営審議会の委員だとか、または都市計画審議会委員だとか、国民健康保険運営協議会の委員だとか、こうしたさまざまな審議会があります。

この審議会も非常に重要な大事な審議会だというふうに思うんですが、こうした審議会、いわゆる机の上で、そして二、三時間の審議をする。こうした方々の報酬ですね、これが同じ４，２００円なんです。消防団員の方々、いわゆる先ほど出しましたように火災や水災——水害、こうした本当にこの自分の危険も顧みず出動していくわけですね。そして、他人の財産、これを守る。他人ていうか市民の財産を守っていく。こういう活動に携っていく。こういうところと審議会のこうした机の上で審議をされるものと同様だということについて、ちょっと驚きを禁じ得なかったわけですね。やはりこれだけ市民の皆さんの命や財産、これを守っていく活動をされている方については、やはりもう一考すべきじゃないかと。

確かに、今市長が答弁されましたように、県下の中で見てみたら３番目だと、高いところにあるよというふうに今言われているんですね。出動手当のみを見るとそうだと思うんですが、市長の答弁の中にも、こういう報酬を審議する場合には、全体のものを見ながらしなきゃいかんのかなということと言われましたけれども、全くそうだと思うんですね。中間市、高いところにあれば、全体でも低いところもやっぱりあるわけです。ですから、今この報酬、出動する——災害等に出動する報酬が、ほかの審議会の報酬と全く同一枠ということについては、やっぱり一考すべきやないかと思うんですが、その辺、市長いかが思われますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

消防団の皆さん方、そういうふうな消防団というより、またいろんな面で協力していただいておりますボランティアも含めまして、本当にありがたいなと。そういうふうな防災、または避難等々の地域のリーダーになっていただきたいなとそんなふうに思って、日ごろから感謝をいたしております。

その感謝の気持ちをお金にということになれば、それは幾らでも私はあげて構わんわけでございます。それぐらい本当にしっかり活動していただいていることは十分認識をいたしております。それでも、言うように県下で3番目という状況でございます。しかしながら、ほかの報酬等々ともあわせて考えないかなとは思っております。これは、今後の検討課題にさせていただきたいなと。

それと、少しでも負担を軽くするために、今度、消防団用のホース、軽量ホース等々を買いまして、それなりに私どもも対応はさせていただいております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

確かに、福岡県下で3番目というところなんですけど、しかし、市長の答弁にもありましたように、1万4,000円、あるいは7,000円というところと比べてみると、決してこの4,200円というのが高いものじゃないなというふうにも思われます。また、市長も検討するというふうにも言われていますので、ぜひそこはやっぱり十分検討を深めてもらいたいというふうに思います。

次に、小規模工事の事業者登録制度の問題についてなんですけど、これも今市長が、各自治体の状況ていうか、実情をよく見て検討したいとこういうふうに言われているわけですね。それで、ここに田川市の小規模工事の登録する際の手続を持って来ているわけですが、いわゆる登録する際に、その前に、今中間市でこの登録——建設業者の登録する際の手続でいいですか、書類なんかを含めて、どのようになっているのかをちょっと担当課にお伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

有川契約課長。

○契約課長（有川 善博君）

お答えいたします。

現在、指名登録業者につきましては、法人ですと履歴事項全部証明書、これは法務局の証明でございます。それから経営事項審査評定、これも県の評定がありますが、これは福岡市の方で発行してもらわないと証明がとれないと。それと、建設業退職者共済といったものまで含めたところでの証明を提出してもらっています。

こういうものは、建設業法に定められた内容の書類でございますので、指名登録に当た

っては、数多くの証明が必要となっているという現状でございます。書類の数については、ちょっと今ここ資料がございませんので、かなり負担的にはあろうかと思います。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

今、答弁にありましたように、登録する際にはかなり煩雑な手続が必要、書類も必要だと。例えば福岡市に行くだということなんか、いわゆる中小・零細、そうした企業の方々がするというのはなかなか厳しい。費用もかかるでしょうし。そういう点ではなかなか厳しいものだと思うんですが、ここで言う小規模契約ということは非常に簡単な登録になっている。

例えば、その税金を滞納していない。それから住所が例えば中間で言えば中間市にあるということ。それから、どのような技術を持っているか。その技術に対しての許可証ていいますか、そういうものを提示する。ですから、例えば田川市の場合、登録する際に、そういった納税証明、そういったのを含めて、それから住民票だとかそういうものはあるんですが、実際に自分がどういう仕事ができるかというのを三つ出してくれということで、もちろんその出した業種についてはそれぞれ許可証というものはこれはもう当然必要なわけですけども。いずれにしても、非常に登録する際に簡便にできているわけですね。

で、もちろんこれが先ほども言いましたように、１００万とか５０万とか３０万とか、そういう以外の小規模工事になってるわけですね。こうした工事を今中間市では、例えば随契で行われているよというふうに言われているんですが、この随契を行うその業者さん、これはどうした形で選ばれているんでしょうかね。

○議長（井上 太一君）

有川契約課長。

○契約課長（有川 善博君）

それぞれの業種にもよりますけれども、先ほど市長の答弁にもありましたが、地方自治法施行令、それと中間市の契約事務規則、これに金額、今議員がおっしゃられた工事の請負、それから製造に関しては１００万円以下、それから委託等に関しましては５０万円以下、それとまた３０万円以下というランクがありますが、通常３０万円以下の場合につきましては、１社の方に、その工事の内容によりますし、それも地域的なものにもよりますが、そういう条件を勘案しながらお願いをしているというふうにしております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

それで、その業者さんの選び方なんですが、その業者さんは、いわゆる先ほど言った建設業に関する登録ですね、いわゆる競争入札に参加するための登録、これが必要になっているのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

有川契約課長。

○契約課長（有川 善博君）

現在の制度の中では、その指名登録をされた方の中から選択をさせていただいております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、答弁をいただきましたけれども、結局その随契を、そういう仕事をもらうにしても、中間市のその建設業としての登録をしていないと、その対象にならないということなんです。だから、ここに非常に今中間市の業者さんで非常にある意味では不満の多いところなんです。

だから、これもこういう実態があるということの一つは私たちも知って、先ほど答弁で100万以下、50万以下、30万円以下、そういったところでの小規模の、本当にこの中間市におられる業者さんが登録するのに簡便な方法を、この制度をぜひとも実現をしていただきたい。そのことが、やはりこの中間の中での業者にそういう仕事を発注するわけですから、当然中間市で生活もし、税金も納めている。やっぱりそういう皆様方が元気になるということは、この商工会頭も言われたように、この町も元気になっていくということにも通じると思うんですね。

で、そういう意味で、再度、市長ははっきりとその検討すると、自治体の実態を見ながら検討するというふうに言われておりましたけれども、再度こういう制度に対しての取り組みを強めていってもらいたいというふうに思うので、再度ちょっと市長の決意をお願いしたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

業者登録、これそういうふうな煩雑なというより、必要書類を審査して、市の業者というふうなことで指定するわけでございますけれども、それは何かといいますと、言いますように、30万、50万、100万円にしろ、大切な市民の皆さん方の税金でございます。これをそういうふうなしっかりした業者に発注したいな、そういうふうな思いでやっているわけでございます。

議員言われますように、そこまでできるような、登録をするにしても少しお金がかかりますので、そこまでしても、市からその仕事がなかればというようなことで登録されていない方も多々あるということも私ども認識しております。ただ、私どもも公共施設というのはもう限られておりまして、学校関係にいたしましても施設係ということで、もう自前でいろんなことを、少々のことではできるようにやっておりますし、そういう制度を導入いたしましても、どの程度の需要があるかということとはわかりませんが、そういう要望ということは十分認識しまして、またやっているところもございますので、うちの方でちょっと検討させていただきたいとそうように思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ぜひ、その検討を強められて、こうした零細なというか、ひとり親方とか、そういう言われるような皆さん方が、本当に中間で営業してよかったと言われるような状況をぜひつくっていただきたい。こういうことを申し上げて質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。まず、原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

自民クラブの原田隆博です。通告により質問をいたします。

平成20年度一般会計予算は、前年度比で1.76%の減額予算となっており、4年連続でマイナス予算の編成となっております。厳しい財政環境の中で行財政改革に取り組んでいるため、緊縮財政となるのはやむを得ない措置であり理解しております。しかしながら、緊縮財政にあるときこそ、中間市民のニーズを的確にとらえ、「将来あるべき中間市」に向けた予算の重点配分を行うべきであります。このことを踏まえ、平成20年度予算の内容についてお伺いいたします。

現在、中間市はいろいろな問題を抱えております。まず、国の三位一体改革による補助金カットにおける歳入金の減少、また、いつも議会で質問される中間市の人口減少問題、それから市税等の滞納問題、これらさまざまな問題に対し、3年目の松下市政が平成20年度予算の中で松下カラーをどのような形で反映されているのか、市長が思われてい

る最重点事業は何なのか、お伺いいたします。

また、地場産業や観光資源を持たない中間市にとって、最も力を入れるべき施策は教育施策であると考えます。市長も先の１２月議会の私の質問にも、教育施策は中間市にとって重要施策であると答弁されています。教育の重要性を十分理解されていると思いますが、新年度予算の中で、どのように教育行政の充実に反映させているのか、お伺いいたします。

以上で、第１回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

平成２０年度予算の特色と最重点事業についてお答えをいたします。

平成２０年度予算は、私が市長に就任いたしまして、３回目の新年度予算編成であり、同時に策定しました行財政集中改革プランに基づく３回目となります新年度予算編成でございます。

私の公約であります身の丈にあった簡素で効率的な財政運営の確立を図ることが、今、私に課せられた最大のテーマであると考えております。ご承知のとおり、三位一体改革による交付税、補助金の減額など、今後も地方自治体にとりましては、大変厳しい財政運営を強いられるものでございますが、平成１８年３月に策定いたしました「中間市行財政集中改革プラン」を確実に進め、持続可能な財政基盤の確立を図っているところでございます。

しかしながら、市民の皆様のご要望には可能な限りお応えする必要があり、また市の活性化対策も引き続き推進すべき事項であります。限られた予算で効率的な財源配分を行い、財政運営に取り組んでいるところでございます。

具体的な重点事業といたしましては、地域の活性化振興対策といたしまして、塘ノ内・砂山線外２路線の街路事業、二タ股・東中牟田線道路改良事業を、平成１９年度に引き続き実施することといたしております。特に、塘ノ内・砂山線外２路線につきましては、全線開通することになり、施工が待たれております県事業の仮称でございますが、蓮花寺ぼた山縦貫道整備事業と連結すれば、吉田ぼた山地域や岩瀬東町地域・北町地域の活性化のみならず、市内全域の活性化に寄与するものと考えております。

また、少子化対策事業といたしまして、乳幼児医療費の無料化の対象年齢を平成１８年８月に、従来の３歳未満から５歳未満へ引き上げておりますが、本年４月１日からはさらに引き上げ、６歳到達時の小学校就学前まで拡大することといたしております。本市におきましては、子育てのしやすいまちづくりを目指しており、学校教育施設の改善、安全対策事業なども行い、快適な教育環境の整備にも取り組んでおります。

さらに、曲川周辺の環境整備といたしまして、曲川法面にツツジ等の植栽を行い、市民が集い楽しめるまちづくりを進め、中間市の環境対策の拠点として、環境の里づくり事業

など環境対策にも取り組み、ボランティア団体の相互の情報交換や行政として団体の育成を促すなど、ボランティア活動を側面から応援し、市民協働のまちづくりに取り組んでまいります。

平成20年度は、中間市制施行50周年を迎えます。11月1日の記念式典を中心にさまざまな記念行事を計画しており、すべての市民の皆様が参加をし、心から楽しむことができ、将来の中間市へ明るい希望を抱くことができるような催しを展開いたします。こうした事業の実施によりまして、市民の皆様とともに「元気な風がふくまち なかま」を目指して行く所存でございます。

次に、平成19年度までの予算と比較いたしまして、新年度予算では、どのように教育行政の充実について反映されているのかにつきまして、お答えをいたします。

教育予算につきまして、平成17年度から平成20年度までの当初予算額の推移でございますが、平成17年度は12億3,500万円、平成18年度は13億1,000万円、平成19年度は11億4,300万円、そして、新年度は11億200万円となっており、新年度の教育費予算額は、平成19年度と比較いたしまして3.6%の減額となっております。

減額の要因といたしましては、2名の退職者等による人件費の減少が主なものであり、人件費を除く教育部全体の事業費予算につきましては、対前年度比約500万円の増額となっております。

新年度予算における教育行政の充実につきましては、国による三位一体改革が進められる中、主要な歳入であります地方交付税が大幅に減少するなど厳しい財政運営を強いられております。その中で、特に学校環境の整備といたしまして、平成17年度から小中学校のトイレ改造工事を、毎年小中学校各1校ずつ計画的に進めており、新年度は中間北小学校、中間東中学校の予算を計上いたしているところでございます。

また、平成18年度から各小中学校の屋内運動場の雨漏り補修を実施しており、年次計画に基づきまして、新年度は中間小学校の予算を計上いたしております。

さらに、安全・安心対策といたしまして、学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時における避難場所であることから、優先度調査に基づきまして、一昨年から校舎等の耐震化を鋭意進めております。平成21年度には、中間東中学校の校舎及び体育館の耐震工事を行う予定としておりますことから、これに向けての実施設計委託費を新年度に予算を計上いたしております。

また、児童・生徒の安全確保対策といたしまして、平成19年度にすべての小学校に監視カメラを設置いたしました。引き続きまして、新年度におきましても、中学校への監視カメラ設置を予定をいたしております。

一方、教育環境の整備といたしまして、平成17年度から平成19年度までの3カ年で、小中学校10校すべてにおきまして、児童・生徒用のパソコンを最新機種へ更新すること

により I T 教育充実を図ってまいりました。

さらに、発達障害等の児童・生徒に対する学校生活上の介助や、学習活動上の支援を行うための特別支援教育支援員を、平成 19 年度 2 学期から小学校 2 校に配置をいたしておりますが、引き続き新年度におきましても、2 名の支援員を配置することにより、障害による困難を克服するための教育を行うなど、ハード・ソフト両面における教育環境の充実を図っております。

本市を取り巻く行財政環境は厳しいものがございますが、児童・生徒の安全・安心に係るものや、特に教育環境の整備を図るものにつきましては、今後も優先して予算計上を行い、教育行政の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

原田隆博君。

○議員（7 番 原田 隆博君）

平成 20 年度予算の内容を見ますと、当初予算総額に占める教育費は、平成 19 年度と比べると 0.1 % のマイナス予算となっています。市長も教育行政の重要性は十分認識されていますが、北九州市、福岡市の予算を見ますと、ともに就任 2 年目の両市長は教育に力を入れておられ、前年比北九州 0.2 %、福岡 0.6 % のプラス予算となっております。松下市長も、教育行政に力を入れておられ、確かに今ご説明がありましたハード面（校舎耐震改修工事、トイレの改修、A E D の全校配備等）には、特段の配意をされているのは承知しております。しかし、ソフト面はどうでしょうか。

昨年の全国学力テストの結果を受けて、12 月議会で質問をしたときの答弁で、中間市の施策として、いきいき教育特別支援事業、中間市研究指定校制度、中間市生涯学習・学習ボランティア制度、適応指導教室、中間市総合的な学習の時間推進事業、学習サポーター制度、読書活動への支援等 7 事業を推進していると答弁されています。

確かに、この 7 事業ともに、子どもたちの意識の向上、意欲の向上等効果は出ています。でもそれだけで十分でしょうか。市長もご存じのとおり、教育行政はすぐには効果は出てきません。5 年後、10 年後では遅いのではないのでしょうか。

また、学校間格差、学年間格差の問題もあります。今、中間市では、1 学級 40 人体制ですが、学校によっては、ほとんどの学年で 37 名から 39 名という学校もあります。1 クラスが 20 数名のクラスと 37 名から 39 名のクラスとではすごい開きが出てきます。

また、平成 23 年から学習指導要領が改正され、ゆとり教育が縮小され、教科の指導時間が増えてきます。このままでは、学校間、あるいは学年間の格差がますます広がってくると思われます。

そこで、市長にお尋ねいたします。この格差を埋め、きめ細やかな行き届いた指導を行うための非常勤講師の増員を実施していただけるか、お願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、非常勤講師を雇っている状況でございますかね。教育長。今現在もそういうこともやっております。これは、教育委員会とまた協議をしながら検討していきたいと思っております。また、教育長、何かあれば、どうぞお願いします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

原田議員がご指摘なさっている件は、学級の生徒が多いところに、二分轄して講師を雇っているかというご質問ではないかと察しております。その意味では中間市では講師はいません。他に講師がいるというのは、代替教員として、お産のためとか、あるいは病気のためという形での講師は入っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

今、教育長が言われたとおり、私が質問したいのはそこなんです。1学年1クラスが三十七、八名のクラスと20名のクラスではもう全然違ってきます。1人当たりでいうと、かなり子どもの負担でいうか、先生の負担が増えてくると思います。そういうところを含めて、そういう措置として非常勤講師を最低でも各学校1人置いていただけないかということでご質問をしました。

で、よく市長は、財政状況のことを言われますが、財政状況がよい自治体はほんの少ししかありません。中間市は、全国の自治体で中位クラスの財政状況と聞いております。ごく一部の市民の間で、中間市はあすの夕張になるといううわさがありますが、市長以下、中間市の執行部は強く反論されました。私もそのとおりだと認識しております。むだな箱物にはお金を使わず、真に必要なところに使っていただければと思います。

今、私が問題に取り上げました教育行政に関しましても、ハード面とソフト面が車の両輪のようにバランスよくなければ前に進みません。この厳しい時期だからこそ、松下市長のリーダーシップを遺憾なく発揮され、10年後、20年後のあるべき子どもたちの姿を見据えた先行投資的な事業を推進していただけるものと要望いたしまして、私の質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

中間クラブの安田でございます。通告に従い質問させていただきます。

中間市立病院改革について、ある人生、ようやく手に入れた自由な時間、自分らしい生活を送ることは、だれしもが願う幸せと言えます。そして、そんな人生の醍醐味、感動を味わうためには何より健康であることが欠かせませんが、傷病、疾病をきっかけとして生じた生活障害により、自分たちの生活や人生の設計をやり直さなければなりません。疾病、傷病との戦いの中、中間市立病院で安心して医療を受けるとき、医師不足の影響で収益の低下の大変厳しい状況の中、公的機関であることのよい点をどのように外来、入院、退院が患者家族に大きなストレスにならないように生かしているのか。

また、ターミナルケア、尊厳死での地域の医療機関の連携及び訪問看護の取り組みなど、地域医療の要となって、患者、利用者の満足する医療を目指していただきたいと願っておりますし、また、何度も申し上げて申しわけございませんが、何床か緩和ケアを移行できればと思っております。

もう一つは、保健、医療、福祉のネットワークづくりについて。

認知症を含めたさまざまな病気の予防から、早期発見、具体的な支援活動など、制度の狭間におられる人、制度でカバーされない部分を解決する仕組みなど、また見つけにくいニーズを発見するため、情報共有やネットワークづくりが必要です。ネットワークは自分らしく、人間らしく生きるためのものであり、地域のニーズは地域で支えていかなければなりません。地域の医師、自治会、民生委員、住民参加型のネットワークづくりを組織だけで完結しないものが必要です。地域包括支援センターがその重要な役割を果たすべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市立病院改革について、お答えをいたします。

公立病院改革ガイドラインにおきまして、公立病院の果たすべき役割は、地域の必要な医療のうち、採算性などの面から、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することとされており、具体例としまして、僻地医療、救急、小児・周産期、災害、精神などの不採算・特殊医療、高度先進医療、広域的医師派遣機能等が挙げられております。

また、地域における公立病院は、中核的医療を行い、医師派遣拠点機能を有する基幹病院と、基幹病院からの支援を受けつつ、日常的な医療を確保する病院へ再編し、ネットワーク化を進めていくと記載されております。市立病院は、基幹病院からの支援を受けつつ、日常的な医療を確保する病院として、その役割を果たしていく必要がございます。

日常的な医療を確保する病院が公的であるとのよい点は、採算性などの面から、民間医療機関による提供が困難な医療を実施できることでございます。これに当たるものとした

しましては、救急医療や高額医療機器の設置及びその有効利用、現在の保健診療体制では、採算のとりにくい亜急性期から慢性期患者への入院診療、在宅療養支援、予防医学的アプローチなどが挙げられております。

現在、市立病院では、救急患者受け入れやMRI・CTなどの高額医療機器の導入などを行っております。

また、泌尿器科や耳鼻咽喉科診療、人工透析、慢性期のリハビリテーションなど、地域において要望の多い医療の提供も行っております。

一方、北九州医療圏では、高度先進医療に実績のある病院が多数あり、これらの病院における在院日数は10日から19日と短縮傾向であります。これらの病院から退院された患者に対しましては、地域での亜急性期から慢性期の医療支援が必要となりますが、当地域においては、高齢者の占める割合が高いにもかかわらず、有床の民間医療施設は少なく、このような患者の方に対する医療支援を高度機能病院の後方支援として、当地域の民間医療機関との連携を深めながら行うことが、公立病院としての利点を生かした一つの役目と考えております。

さらに、慢性期の患者の退院後の在宅療養の支援に関しましても、民間医療機関では限界があり、在宅療養環境を整える体制を福祉部門等との協同の上で確立することも、公的病院の重要な役目の一つと位置づけ、本年4月から訪問看護などの在宅療養の支援体制の確立を行っていく予定でございます。

また、現在は、診療報酬の対象外であります予防医学的見地に立った地域住民の健康維持活動も重要であります。国の医療計画としまして予防医学の充実が掲げられており、本年より特定健診も始まりますが、保健・福祉・医療の観点から、これらに取り組むことは、公的医療機関の重要な役目であり、予防医療体制の基点といたしまして機能する体制づくりを進めていく予定でございます。

次に、患者中心の満足医療につきましてお答えをいたします。

市立病院では、「病院の理念・基本方針」の院内掲示、外来患者の在院時間調査結果に基づく採血室の設置や再来患者時間予約制の導入、処方箋の見直し等を実践し、さらに医師及び看護師の接遇に対するアンケート調査や過去数年間のクレームを全職員に公開し、職員による接遇マニュアルの作成を行い、患者への対応を行っております。

また、治療に当たりましては、医師が病状やその治療法を説明してどの治療法を行うか選択していただき、医師が行う治療法についての患者の同意を求めまして、検査や治療を行っております。

さらに、患者と病院をつなぐ試みといたしまして、職員発案による「病院だより」の発行やホームページの立ち上げなど、当院の情報提供を積極的に進めているところでございます。

市民の皆様からは、市立病院で受診してよかった、今後も市立病院で受診したいと思っ

ていただける親しみやすい病院として、患者の方が中心である満足のいく医療の提供を目標に努めていきたいとそうに思っております。

次に、緩和ケア病床への移行についてお答えをいたします。

緩和ケアは、命を脅かす疾患による問題に直面している患者とそのご家族に対しまして、疾患の早期よりの痛み、身体的問題、心理社会的問題、霊的な問題に関しまして、適切な評価を行い、そのことが障害とならないように予防し、対処することで、生活の質、及び生命の質を改善するためのアプローチであると言われております。すなわち、緩和ケアとは、単に身体症状のコントロールだけではなく、心のケアも同時に行い、患者の生活の質を総合的に高めることを目的とされておりますので、厚生労働省が定めた設置基準に従いまして、厚生労働大臣、あるいは各都道府県知事の承認が必要となります。

対象となる患者は、主として末期の悪性腫瘍、または後天性免疫不全症候群に罹患している方でありますので、緩和ケアを行う病棟が必要となります。また、入院患者1.5人に対しまして看護師1人以上、24時間体制で2人以上の看護師と常勤の緩和ケア担当医師の体制を整え、専門の治療を行うこととなります。

病棟床面積は、患者1人につきまして30平米以上、病室床面積は、患者1人につきまして8平米以上の病棟環境が必要であります。また、ご家族の控え部屋、患者専用の台所、面談室、一定の広さを有する談話室等の整備が必要となります。

具体的に申し上げますと、緩和ケア病棟は、一般病棟に比べまして、より広い室内のスペースを確保し、家庭に近い環境を整備しなければならないこととなります。したがって、新たに施設基準を満たして、緩和ケア病床に一部移行することは、大規模な改築、改装が必要でありまして、現在の市立病院の現状を勘案しますと、非常に厳しいものがございます。また、医療スタッフが不足している現状からも、現時点での緩和ケアの新設は困難であると考えております。

今後におきましても、市立病院が市民の健康を守るために、良質で安全な医療を提供できるよう、さらなる努力をしまっている所存でございます。

次に、保健、福祉、医療のネットワークづくりについて、お答えをいたします。

議員もご承知のとおり、平成18年4月から新しい介護保険制度がスタートいたしましたが、この改正により創設されたのが地域包括支援センターでございます。この地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的といたしまして、包括的支援事業等を地域において、一体的に実施する役割を担う中核機関として設置をされております。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい尊厳のある生活を継続して送れるように支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて適切なサービス、多様な支援を提供することが必要であると認識をいたしております。

ご指摘のネットワークづくりにつきましては、自助努力を基本としながら、介護保険を中心とした保健・福祉・医療の専門職相互の連携、さらには、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた地域のさまざまな社会資源を統合し、ネットワーク化を図り、高齢者を継続的に、かつ包括的にケアすることが肝要でございます。

従来より実施しております高齢者実態把握調査につきましては、高齢者の自宅を民生委員の協力のもと訪問し、緊急連絡先及び健康状態等の聞き取りを行うとともに、各種の相談に応じて、必要な情報提供を行っているところでございます。

また、認知症高齢者等の徘徊行動等による行方不明者の搜索等につきましては、「遠賀中間はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」が既に構築されております。このネットワークは、折尾警察署を事務局といたしまして、各行政機関、防犯協会、交通機関、商店等の民間団体と連携をし、行方不明者の搜索が必要なときには、相互に連絡を取り合い、必要な情報を共有することで、行方不明者の早期発見とその保護に寄与をいたしております。また、家庭環境の変化や地域コミュニティの希薄化に伴い、地域で孤立しております高齢者の孤独死が大きな社会問題となっております。

本市におきましても、現在のところ、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ連合会等がそれぞれ独自に安否確認活動を実施されておりますが、情報の共有化がなされておらず、したがって、複数の団体に見守られている高齢者がいる一方で、だれからも見守られていない高齢者もいるという状況にあります。

このことから、新年度、本市では、福岡県の支援のもと、「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク」を構築し、各団体が情報を共有し合い、高齢者の見守り活動が実施できる体制を整備する予定でございます。

また、近年、認知症の人を地域社会全体で支えようという動きが活発化いたしております。厚生労働省によりますと、認知症高齢者は全国に約170万人おり、30年後には65歳以上の10人に1人の割合になると予想されております。また、若年性患者が、現在3万人いるとも10万人いるとも言われています。

認知症は、もはや珍しい病気ではなく、だれにでもかかる可能性のある病気になりました。若い世代も含めまして関心を持つことが求められております。認知症になっても、施設や家に閉じこもらず、社会活動を楽しみたいと願うのは当然のことであります。しかし、何もわからない人という誤解や偏見があるのも事実であり、そのために苦しんでいる本人や家族も大勢おられます。

そこで、厚生労働省は、「認知症を知り地域をつくる10カ年」というキャンペーンを関係団体と協力して展開をいたしております。このキャンペーンは、本人や家族を支援する協力者として、認知症サポーターの養成も進められております。本市におきましても、本年度から地域包括支援センターを核とした認知症サポーター養成講座を市内のグループホーム、デイサービス事業所、また地区公民館などにおきまして開催し、98名の方が受

講されており。講座では、認知症の症状や行動障害の特徴、認知症の人に接する際の心構えなどを学びます。また、認知症高齢者の家族からの相談も18件ほどあっており、このような対応については、当センターの社会福祉士が関係機関等と連絡をし、認知症専門医の受診や介護保険サービス等につなげているところでございます。

認知症を発症する高齢者数は、今後の高齢化に伴いまして、一段と増加すると予想されますことから、早い時期から認知症対策を総合的に推進し、認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体での支援体制の整備を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。

このような支援ネットワークの構築というものは、さまざまな職種の方や多くの機関が有機的に連携していかなければなりません。また、そのためには、相互の人間関係、信頼関係を築いていくことから始めなければならず、ネットワークの構築というものは、非常に多くの時間と労力を要するものでございます。

最後になりますが、地域包括支援センターが、地域の包括的ケアに果たす役割というのは非常に重要なものでございます。センターは、効率的・効果的に市民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するために、地域におけるさまざまな関係者のネットワークを構築していくことが求められております。今後も地域包括支援センターを核としたさらなるネットワークの構築に向けまして、鋭意努力してまいり所存でございます。

○議長（井上 太一君）

安田明美さん。

○議員（3番 安田 明美君）

ありがとうございました。いろいろ中間市の施策をお聞きしまして、安心して老いていくことができると思います。

で、今、市長様がおっしゃいましたことが、完全に実現できることを期待しておりますし、中間市立病院の緩和ケアができない分、地域で在宅でその緩和ケアが継続できる体制をつくっていただいて、訪問看護、地域のお医者様が協力して、それと事業所ですね、各事業所がタイアップして、中間市の家で看取りができる態勢を今後も続けていただきたいと思います。

それと、市立病院の職員の接遇マニュアルのこともおっしゃってございましたので、職員の方が中間市民がもう一度、中間市立病院の方に入院して、病気を見ていただけるという安心感をつくっていただくためにも、人材育成の方もよろしくお願いしたいと思います。本当に今日は涙の出るお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それと一つ、ここでお礼を申し上げたいんですが、先日、健康増進課の中尾課長の方にお願いしまして、後期高齢者のことの何ですか、出前講座ですね、お願いしたら、職員の方がパワーポイントで、市民の方にいろいろ説明していただきました。出前講座を後期高齢者の方に、これからもずっと各公民館を通じていろんなことを教えていただけたらと思います。本当に職員の方に感謝しております。ありがとうございました。

終わりといたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中尾淳子さん。

○議員（１１番 中尾 淳子君）

公明党の中尾でございます。通告により、携帯電話のメールによる１１９番通報の受信サービスについて、一般質問をさせていただきます。

聴覚や音声、言語機能に障害のある方が、火災や救急などの緊急通報を行う手段として、現在、ファクスでの通信手段しかありません。このため、外出先での通報手段がなく、また、自宅にいたとしても、緊急のため電話まで行けない場合など、緊急時の通報ができない状況があります。

夫婦とも聴覚、言語に障害のある方がいます。先日、その方から、手話のボランティアをされているMさん宅に、夜１１時過ぎにメールが入りました。子どもの具合が悪くお腹が痛いと言っています。病院に連れて行ってくれませんかとのことです。しかし、Mさんはそのメールに気づかずに、翌朝メールを見て慌てて小児救急センターに連れて行かれたそうです。

そこで、携帯電話のメールを使った１１９番通報システムによる受信サービスを開始していただければ、障害のある方が安心して生活し、行動ができるのではないかと思います。障害手帳を持っている方で、利用を希望される方への１１９番通報システムの導入について、市長の見解を伺い、一般質問といたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

携帯電話のメールによります１１９番通報サービスについて、お答えを申し上げます。

昨今の通信網は、一般電話に限らず、携帯電話やインターネットを利用したＩＰ電話等の普及によりまして、緊急時の通報手段はますます増加する傾向にあります。

中間市では、健常者からの通報はもちろんのこと、災害時要援護者からの通報にもいち早く対応するため、消防本部には、通常の１１９番の受信装置のほか、緊急通報システムやファクス１１９番を設置しておりますが、携帯電話のメールによる１１９番通報を受信するシステムはございません。議員ご指摘の携帯電話でのメールによる通報は、市民の皆

様にとりましては、有効な通信手段の一つであろうと思っております。

携帯電話のメールによる119番受信システムを構築している消防本部を調査いたしましたところ、県下26本部のうち、福岡市消防局、北九州市消防局、久留米市消防本部、春日・大野城・那珂川消防本部、粕屋南部消防本部、宗像消防本部の6消防本部において運用されているところでございます。

このシステムは、携帯電話のメール機能と人工衛星からの電波をもとに、通報者のいる場所を測定するGPS機能を組み合わせたもので、メールを発信すれば、位置情報も同時に送信されますので、消防本部で受信したときに、即座に発信地が確認できるシステムと聞いております。

しかし、これは通報者の方がGPS機能を有した携帯電話を所持しておく必要があり、さらに、消防本部での受信装置に通報を発信した携帯電話の位置を表示する「発信者位置表示システム」が必要となりますが、中間市消防本部の通信指令装置にはこの機能が装備されていません。

仮に、消防本部の通信指令装置に携帯電話のメールによる通報を有効に受信できるようにするためには、発信者位置表示システムを含めまして、約3,000万円程度の費用が必要になると思われます。発信者の位置表示をせずに、メールの受信のみで対応するならば、250万円程度になる見込みであります。

中間市消防本部の通信指令装置は、平成3年に導入いたしまして、既に17年が経過をいたしております。当時の119番通報は、一般加入電話回線の3回線と、緊急通報システムのみでございました。その後、通信網の拡大によりまして、ファクスによる受信が1回線、IP電話からの受信が10回線、及び携帯電話からの受信が6回線と合計17回線が増設をされております。これらの受信装置は、通信指令装置内蔵型ではなく、外付けのパソコン等で対応をしていることから、通信指令室自体も手狭になっております。

このように、通信網が拡大されましたことによりまして、今まで通信指令室の勤務員は、昼間1名だったものを、平成19年度から常時2名を配置することといたしまして、受信体制の万全を期したところでございます。いずれは、中間市も通信指令装置一式を更新するか、大規模な改修をしなければならない時期が来るものと思っております。

先ほど申し上げました携帯メールの受信システムを運用しております6消防本部は、いずれも通信指令装置の更新時期にあわせまして、最新の技術を取り入れ、整備したものと聞いております。

一方、国におきましては、人口30万人規模の消防広域再編を平成24年度末までに実現するように、全国の消防本部に指導をしているところでございまして、これにより、福岡県では、平成19年度末までに「消防広域化推進計画」を策定いたしまして公表することとなっています。この計画では、広域化対象市町村の枠組みが示され、今後、広域化対象市町村は、その枠組みの中で協議をいたしまして「広域消防運営計画」を作成し、平成

24年度末までに広域化実現を目指すことになるようでございます。

さらに、同じく国の指導によりまして、平成28年度までに、消防救急無線通信施設のデジタル化や通信指令業務を複数の消防本部で共同運用するための論議が進んでおります。

このように、今後は、全国の消防本部の通信指令システム等が大きく様変わりしていく時期でもございます。携帯電話のメールによります通報の受信システムは、今後、消防の広域再編や通信指令業務の共同運用化が推進された場合には、どこの消防本部でも当然に整備されていくであろうとそう思うております。

今は、全国の消防の大きな変革期でありますことから、本市におきましては、消防広域再編や通信指令業務の共同運用化等の進捗を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

中尾淳子さん。

○議員（11番 中尾 淳子君）

先日、一田消防長より、設備、人員配置等現在は厳しい状況の説明をいただきました。現在、行財政集中改革プランに基づき、行革に全力で取り組んでいるところでありますが、一層のむだを廃し、弱い立場の方々のための施策を切望し、一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、本市の将来展望とビジョンについて、質問いたします。

市制50周年を中間市の未来を切り開く意義ある年にしていきたいとの思いで質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本年度は、松下市長にとりまして、三度目の予算編成の年ですが、来年、任期満了になられることをかんがみますと、本年は、松下市政にとりましても、大きな意義を持つ重要な1年になるものと拝察いたします。松下市長を推薦しました公明党の議員として、私も大いに注目しております。

さて、緊縮財政下にもかかわらず、約束どおり、乳幼児医療費助成の就学前までの年齢拡充を本年4月より実施していただきますことを、高いところからではありますが、改めてお礼申し上げます。

ちなみに、私に乳幼児医療費拡充の要望をされた方のお子様は、4月に小学生になることから、今回の恩恵は残念ながら受けることができません。しかし、市長のご決断により、対象年齢を3歳未満から5歳未満、就学前までと段階的に拡充していただきましたことによって、2年前と比較しますと、対象者が約1,400名も増えることになるそうです。

どれほど多くのお母様が喜ばれていることでしょうか。当然のことではありますが、一つ一つの施策がよくも悪くも市民生活に直結してまいります。だからこそ、市長におかれましては、慎重かつ大胆な中間の将来を切り開くための施策展開をしていただきたいと切に願うものです。

近年、地方分権の時代に入り、どこの市町村も交付税の減額にあえぎ、効率的な行政運営と自立した新しいまちづくりの形を暗中模索しております。自治体運営における首長、議員、行政職員の担う役割と責任は、中央集権下の国の傘下で守られていたころとは、比べ物にならないくらい重大であります。私も市民の幸福のため、市の発展のため、責任を担っている議員の1人でございます。微力ではありますが、精いっぱい頑張りたいと思っております。

そこで、改めてお尋ねいたします。市制50周年の佳節を迎える大切な本年に当たり、本市をどのように発展させていくおつもりか。また、さらなる発展のために、どのような施策が必要と考えられておられるのか。本市の最高責任者であられる市長の所見をお伺いします。

次に、ふるさと納税制度について質問いたします。

先の12月議会で、中間市出身の先輩から後輩に当たる子どもたちへの寄附を呼びかける、中間市ふるさと子育て基金を創設してはとの私の質問に対して、ふるさと納税制度との調整が必要になるとの答弁をいただいております。

国は、ふるさと納税制度の推進を図るために、本国会で寄附金控除の見直しを検討しております。総務省のふるさと納税研究報告書によれば、多くの国民が地方のふるさとで生まれ、教育を受け、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の自治体は潤うが、育ててもらったふるさとの自治体には税収はない。そこで、都会に住みながら、自分のふるさとに自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないかと総務大臣の発言から、ふるさと納税制度が検討されるようになったとのことであります。

それに伴い、平成20年度税制改正に、寄附金控除の上限額引き上げが検討されています。寄附金額から5,000円を除く額が、地元で納める税金から控除されるという仕組みになっております。平たく言えば、自分の税金の一部を自分の意思で好きなところに納めることが可能になるということです。

税金を寄附していただくこのふるさと納税制度を活用して歳入増を図ろうと、既にホームページ等で寄附を呼びかけている自治体も多数あります。お隣の北九州市でも、ふるさと納税者へのプレゼント代を予算計上したことが報道等に取り上げられました。確かに税収、収入増のチャンスではありますが、自治体の能力が問われてくるものと思われます。ふるさと納税制度に対する本市の取り組みについて、お伺いします。

ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

掛田議員のお言葉で、市長の責任を痛感いたしております。今後ともよろしく願いいたします。

本市の将来展望とビジョンについてのご質問にお答えをいたします。

中間市が誕生して、今年で50年、つまり半世紀という大きな節目を迎えるわけですが、その道のりは決して平坦なものではありませんでした。

中間市は、石炭産業の華やかしり頃の昭和33年11月1日に市制を施行いたしましたが、直後のエネルギー革命の影響によりまして、経済基盤が根底から崩壊し、人口が激減して街からは活気が失われていきました。

そこで、本市は、北九州市に隣接する地の利を生かし、宅地造成や企業誘致、水資源の確保に力を入れるなど、現在は快適・便利・安全な住宅都市として再生を図ってまいりました。

近年、我が国の社会経済情勢は、国際化、情報化、少子高齢化などの進展に伴いまして、人々の価値観の多様化が進み、また、地方分権、三位一体改革などの推進により、大きな社会構造の転換が図られております。

こうした中、本市のまちづくりの基本方針であります第4次総合計画を、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画として策定いたしております。この計画は、将来の都市像を高齢者から子どもたちまで、すべての市民が安全に安心して暮らせる生活環境の中で、元気が出るまちづくりを行っていくため、「元気」をキーワードとし、「元気な風がふくまち なかま」をスローガンに掲げ、「市民の元気がまちの元気」を基本理念に、市民一人一人がより健康で幸せを実感できる魅力あるまち、住みやすいまちを目指した総合計画でございます。

そして、この将来都市像を具現化して行くため六つの基本目標を定め、まちづくりを進めているところでございます。

まず、第1の基本目標であります「快適な暮らしを支える社会基盤の整備」といたしまして、快適な住環境を整備するための主たるインフラ整備である下水道整備事業をはじめ、塘ノ内・砂山線ほか2路線の街路事業、二タ股・東中牟田線道路改良事業、及び仮称でございます蓮花寺ばた山縦貫道路など、道路網の整備を行って、地域の活性化をするとともに、市民の方が快適に使用・利用できるよう通谷公園をはじめとする、都市公園トイレの水洗化の実施やJR中間駅のエレベーター設置につきましても、JRとの協議を進め、JR中間駅前広場の整備等、社会基盤の整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、2番目の目標であります「生涯にわたる保健・医療・福祉の充実」でございますが、市民生活に密着した保健・医療・福祉施策の充実を図ってまいります。特に、子育て

支援策といたしまして、現在実施しております発達に気がかりのあるお子さんを支援する療育支援センター「親子ひろばリンク」や障害者地域活動支援センター「パルハウスぼちぼち」による支援体制、子育て支援センターの活動の充実を図っており、保育料につきましても、県内他市町村と比較して最低水準でございまして、さらに同一世帯3人以上通園している場合は、3人目から無料としております。

また、乳幼児医療及び妊婦健診の無料化拡充や、介護予防対策として高齢者が家でひきこもらず地域で生き生きとした生活が送られますように、「ふれあい・いきいきサロン」を地域の力をお借りしながら、今後とも拡充・支援をしてまいりたいとそうように思っております。私自身、子どもさんから子育て中のお母さん、またお年寄りまで、一人にしてはいけない、孤独にしていけないとそのような強い思いでまちづくりを進めております。

第3番目の目標であります、「豊かな生活環境の創造」におきましては、地球温暖化防止が世界規模の喫緊の課題となっている中、本市といたしましても、小さなことでも取り組んでいくことが大切と考えております。増え続けるごみの減量化や資源化に向け、地域を挙げて取り組みを行っておりますが、その中でもさまざまな活動をされております環境ボランティアの皆さんが幅広い活動を展開されております。ボランティアの方々の活動を支援するための施設として、現在、ハピネスなかま内にボランティアセンターが設置されております。環境問題に取り組んでいただくための活動拠点といたしまして、「環境の里」を整備し、側面よりの支援をしていきたいと考えております。また、地域の防災を担う消防団員の人材確保にも、今後積極的に努めてまいりたいと思っております。

第4番目の目標であります「新世紀に適応した産業の振興」施策といたしましては、旧こすもす保育園の周辺開発、吉田ぼた山跡地の有効活用、そして5年後、10年後を見据えた振興策といたしまして、川西地区に、仮称ではございますが、「五楽北部工業団地の造成事業」に鋭意取り組み、企業の誘致を積極的に図っていききたいそうように思っております。加えて、人口増加を図る施策といたしまして、定住促進事業などを考えております。

第5番目の目標であります「次世代を担う教育の充実」といたしまして、学校教育施設の整備や施設耐震化等の安全・安心対策、及び将来性のある人材育成事業といたしまして、「フレンドリーなかま国際交流事業」、生徒の多様な活動支援事業といたしまして、部活動を支援する「スポーツエキスパート事業」などを今後推進していきたいと考えております。

第6番目の目標でございますが、「市民との協働・交流による開かれたまちづくり」におきましては、市民のまちづくりへの参加・参画を支援するとともに、中でも400名を超える市民ボランティアによります「ふるさとみまわり隊」をはじめとする子育て支援、健全育成のためのボランティア団体等の各種団体やNPOへの育成・支援を図るとともに、協働のまちづくりの推進を図るため、まちづくりの基本となります「まちづくり基本方針」を現在策定中でございます。策定後には、直ちに実施する予定でございます。

近年、北九州経済圏におきましては、産・学・官の連携によるエコタウン事業や北九州空港の開港、または筑豊地域においては、筑豊インターチェンジが開設されるなどで、福岡都市圏や福岡県外へのアクセスが格段に改善されることや、自動車産業とその関連企業の進出によりまして、本市を取り巻く経済圏が活性化することが予想されます。本市におきまして、先に述べました多くの事業を今後展開することで、元気のある魅力あるまちへと進展するものとそうように思っております。

次に、ふるさと納税制度にお答えをいたします。

寄附金控除の拡充、いわゆるふるさと納税につきましては、今国会において審議をされているところでございますが、法案が可決されますと、平成21年度分以後の個人住民税について適用されることになります。この制度は、ふるさとに対し、貢献、または応援をしたいという納税者の思いを実現するために、地方公共団体に対する寄附金税制におきまして、現行の控除方式を所得控除から税額控除に改め、さらに寄附金控除の上限額を現行の総所得金額等の25%から30%に引き上げ、適用下限を10万円から5,000円に引き下げるものでございます。

言いかえますと、地方公共団体に対する寄附金について、5,000円を超える部分について、住民税所得割額のおおむね1割を限度として、所得税とあわせて全額控除するものでございます。昨今の新聞報道では、収入増の部分が大きく取り上げられておりますが、反対に減収につながることも当然のことながら想定されるものでございます。

地方税は、地方公共団体が独自の行政サービスを提供するための必要経費として、それぞれの能力と受益の程度に応じて負担していただくという課税の趣旨から申し上げますと、甚だ疑義を持たざるを得ないところでございます。しかしながら、他の自治体では、一定額以上の寄附をされた方に対しまして、地元の特産品を送るなど、さまざまなお返しを検討し、寄附金の獲得につなげようとする動きがあることも聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、ふるさと納税制度には、諸手を挙げて賛成とは申しませんが、本市におきまして、中間市出身で、他の市町村に住まいの方が、ふるさと中間市への熱い思いをお届けいただけるような魅力あるまちづくりに努めてまいりたいとそうように考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。本市の将来展望ビジョンについて、再質問いたします。

「元気な風がふくまち なかま」とスローガンを打った第4次総合計画にのっとり、そこに市長の思い等を入れていただきまして、答弁していただいたというふうに受け取っております。

先ほど午前中の佐々木晴一議員の質問にも、人口推計のお話がありましたけれども、中

間市のこの50年を振り返ったときに、中間市が一番人口が多かったときと一番人口が少なかったとき、そのときに何人だったかということをお聞かせ願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部課長の方から答えさせます。

○議長（井上 太一君）

小島経営企画課長。

○経営企画課長（小島 一行君）

では、お答えいたします。

国勢調査による人口の推移では、市制施行した昭和33年以降、人口が最も減少した年は、昭和45年に3万3,734人、最も多かった年が昭和60年の5万2,944人です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

どうもありがとうございました。人口は、自治体の勢いをあらわす大切な指標の一つとっております。やはり、中間市も人口増を図っていきたいというふうに思っておりますが、今のご説明で、私が本当に意外だと思ったのは、一番人口が多かったのが、炭鉱があったときとは違うという点なんですね。昭和60年なんです。これは中間市が住宅団地の展開をしたことによって、こういった人口増が図れたんだろうということで、炭鉱閉山後の政策は、中間は間違っていなかったんだろうというふうに受けとめております。それと同じように、やはり松下市長にも、もうその次の50周年を開くような施策を打っていただきたいというふうに思っております。

ところで、市長は、碁を打たれますよね。ね。布石とは碁の中ではどういう役目になるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

盤面を一つの社会といたしまして、その中に将来構想も描くというのが、布石でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

私は、碁の方はあんまりよくわかりませんので、辞書を引いて調べてみました。囲碁で

対局の初め、なるべく広い地域を占めるように石を並べること。将来のための用意をすることって。今、松下市政に望まれていることは、やっぱりこの布石を打つことではないかというふうに思っております。

先ほどさまざまな施策を述べていただきましたけれども、その中で、私として将来展望が開けるかなと思ったのが、やっぱり工業団地の取り組みでございます。これを今後期待していきたいと思っております。

やはり次の中間市の50周年をつくるべく施策としては、やっぱり特色のあるまちづくり、中間市独自のですね。若者の定住政策で、先ほど市長もおっしゃいましたけれど、あと雇用の創出、子育て世代の定住のその要件というのが、先ほど原田議員の方もおっしゃいましたが、教育の充実だというふうに思っております。これをまた念頭に上げて市長の方、頑張ってくださいと思います。

それと、このちょうどその中間市が50周年ということで、これからその次の中間の50年を支えていく礎をつくっていただきたいと思っております。で、礎のその意味合いなんですけど、皆様ご存じだと思いますけれども、改めまして広辞苑の中の説明を読ませていただきます。建物の下に置く土台石。基礎石。物事の基礎となる大切なもの。柱石——柱の石で書くんですけれども、その礎となるべきものが何か欲しいというふうに私は思っております。

今、地方分権が進むに当たって、各市町村さまざま自治基本条例というのをつくっているとあります。この自治基本条例の意味合いをお聞かせ願えますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長の方から答えさせます。

○議長（井上 太一君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

今、議員が言われましたように、基本的な原則といいますけど、条例というのは、地方自治体にとりましては最高の法規でございますので、法の施行に基づいて今回でも後期高齢者のための条例とかそういったものを制定していく。これは必ず制定しなければなりませんけれども、今言われました自治基本条例につきましては、それぞれの自治体がまちづくりの基本ルールとか基本原理、いわゆるまちづくりの方向性とか市政運営の方向性、将来像といったものを、さらには市民の権利、義務、住民参加のあり方等について自治体で基本ルールを定め、法的、いわゆる規範を持たせるというまちづくりの基本ルールとなるものでございます。

近年、制定する自治体が広がってきているとは聞いておりますけれども。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

国の礎が、最高法規である憲法であります。地方分権になりまして、地方自治体の憲法に当たるのが、自治基本条例というふうに認識しております。

協働のまちづくりの推進に当たって、ぜひとも検討していただきたいというふうに思っておりますが、前回に市長の方は、宗像市の「協働のまちづくりコミュニティ活動の推進に関する条例」という、これも自治基本条例に当たるのですけれども、これに対しては、否定的なお返答をいただいておりますので、市長が余り好ましくないというふうに思っているのは認識しております。

で、改めまして、これは、四国の善通寺市が、自治基本条例をつくるに当たって、市民にあててホームページで出しているものでございます。ちょっと読ませていただきます。

「安定した行政への市民参加のシステムを保障するため、主権が市民にあることや具体的な行政への参画の仕組みなどを定めるものです。市民主権について、日本国憲法では国民に主権があることが規定されていますが、市民に主権があることを明確に定めた法令は存在しません。参加の仕組みについて、現状の法令にほとんど具体的な規定がありませんので、市独自の仕組みを模索し、定めておく必要があります。つまり自治基本条例は、現在の法令の不備を補うことにより、本来あるべき市民と市の姿を定めるものとなります。」

なぜ条例が必要なのかっていうこともちょっと述べさせていただきます。

市民憲章とか、都市宣言とかいうのはどこの市でもあるんですけれども、これは首長や議会の形が変わると、それがいろんな受けとめ方で変わっていく可能性があります。で、この条例になることによって、首長が変わろうと、議会が変わろうとその条例にのっとって、市政運営がされていくということで、市がぶれることがないというふうに思っております。

市がどういった行政運営をしようとしているのかという市の意思が問われる時代となっております。ですから、やはりこの自治基本条例に関しても、しっかり考えていかなければならないのではないかというふうに思いますが、市長、もう一回、市長の思いをお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、自治につきまして、町内会長さん、また公民館長さんを含めた中で、自治のあり方研究会、これは1年かけてやっております。そういうあたりで、新たな制度を模索しているところでございます。

そういう中で、一つの形ができつつあれば一緒に考えて、そういうふうな——新しい体制でのそういうふうな自治組織というのも含めながら研究していきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。前向きに検討をお願いします。

次に、ふるさと納税の再質問に移らさせていただきます。

ふるさと納税制度のときに、プレゼント等という話が、市長されていましたが、中間市では一体何がプレゼントできるんだろうかって私も考えました。で、中間はこれといった特産品もございませんし、そういったこととは別に、中間のその宝というのは、やっぱり将来を担う子どもたちではないだろうかというふうに思います。

で、先ほどの第４次総合計画のこの最初のページに、市長が本当に子どもたちと満面の笑みを浮かべて映っている写真が載っております。この市の宝である子どもたちの健全育成のために、皆さんに寄附を呼びかけてお願いしてはいかがかというふうに思っております。

本市は、「フレンドリーなかま」、人材育成事業をもう長く継続しておりまして、その子たちが成人を迎えるまでになっております。きっとそういった子どもたちが、また中間にお返しをしてくれるのではないかというふうに思っておりますので、しっかりとふるさと納税の意義やら制度やら、行政の方で検討していただいて、ぜひともこれが中間の収入増になるような方向でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。一般質問を行います。

大きくは３点についてでございますが、初めに就学援助についてです。

ご存じのように、憲法第２６条、教育基本法、学校教育基本法は、子どもたちがどんな条件のもとでも平等に勉学ができるように、義務教育はこれを無償とするとして、すべての子どもに行き届いた教育ができるように保障しています。小中学生のおられる家庭で、教育費の出費が大変なときに、学用品や入学支度品、給食費、医療費などを補助する制度がこの就学援助制度です。

文部科学省によると、就学援助受給者が、２００４年度は、２０００年度より約３７％増えたと発表されています。格差と貧困の広がりの中で、就学援助の受給者が全国で今広

がっています。

新聞報道などによると、就学援助率は、全国平均は12.8%、大阪府の27.9%、東京都の25%であり、最高は東京の足立区で43%、これは2人の1人が受給している状況です。

一方、中間市の就学援助率は、1998年（平成11年度）になりますが、287人、6.45%であったものが、2007年、平成19年度には783人、23%となり、8年間で約3.5倍に増えています。

全国平均が12.8%の数字で比較して見ても、中間市の23%の数字から、中間市民の生活の苦しさが一層よくわかります。これは児童、生徒が約4人に1人が就学援助を受けていることになります。就学援助を受ける条件としては、生活保護基準の1.25倍以内ということです。中間市においては、その基準になっております。

貧困と格差は教育の分野にも今深刻な影響が出ています。子供の学習権を補償するための義務教育は無償とした憲法26条や、教育基本法に基づく就学援助制度はますます重要な役割を持つものとなっています。

そこでお伺いいたします。中間市における現状と、活用を促進するための取り組みをお尋ねをいたします。

2番目の問題に移ります。非核平和都市宣言についてです。

中間市は、昭和58年3月28日、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指して、非核平和都市宣言を議会決議いたしました。全国では、非核平和都市宣言を生かし、一層平和事業を充実拡充される自治体がたくさんございます。中間市は、ことし平成20年は非核平和都市宣言から25年を迎える節目の年です。また、中間市の市民憲章によりますと、市民憲章には、きまりを守り、平和で安全なまちをつくりますとうたっています。

これらを具体化するためにも、平和事業の企画、実施の考えをお持ちでしょうか、見解をお伺いいたします。

最後の質問は、中間市と職員団体の交渉内容の公開について、中間市には情報公開条例があります。市議会においても情報公開と会議の公開の制度があります。職員団体の交渉に関する記録などは、対象外になっているのではないのでしょうか。

他市では幾つもの自治体で交渉記録が公開されています。厳しい財政状況の中でも、例えば地域手当が中間市ではなぜ引き続き支給されるであろうか、見直されないのか、市民は関心を持っています。

労使関係の透明性の確保や公正透明な財政運営を推進し、市民に責任を果たすためにも情報を公開すべきであると私は考えますが、見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

就学援助につきましては、後ほど教育長の方から回答させます。

まず初めに平和事業の企画、実施についてお答えをいたします。

非核平和都市宣言は、地方自治体が核戦争の防止と核兵器廃絶の意志を宣言するものでございます。この宣言は、1979年旧ソ連の核ミサイルへの対抗措置といたしまして、アメリカを初めとするNATO軍が西ヨーロッパにミサイルの配備をすることを決定し、一気に世界中に緊張が高まったことから、イギリス、オランダ、ドイツなどの住民が中心となり起こした反対運動をきっかけにイギリスのマンチェスター市が世界で最初に非核都市宣言を行い、この運動がイギリス全土、そして日本にも広がったものでございます。

非核、平和に関する宣言をしております自治体は1,453ございまして、これは全国の自治体の約78%に当たり、福岡県内でも59の市町村が宣言をいたしております。

議員ご承知のとおり、本市におきましても、昭和58年3月中間市議会におきまして、中間市内への核兵器の持ち込み拒否や核保有国に対する核兵器の廃絶の訴えについて決議がなされ、恒久平和を願い、非核平和都市宣言をいたしております。現在、その宣言塔を市立病院敷地内に設置をいたしております。

また、昭和52年4月に制定いたしました市民憲章におきましても「きまりを守り、平和で安全なまちをつくります。」とうたっていますように、平和に対する本市の意志は、宣言をする前から明示しているところでございます。

議員お尋ねの平和事業の取り組みにつきましては、戦争の悲惨さと平和への尊さを今後さまざまな媒体を活用して訴えてまいりたいと考えております。

ご承知のように本年は、市制を施行しまして50年目を迎えるわけでございますが、50周年事業では、戦争中筑豊産炭地で起こりました炭鉱労働者の強制連行にまつわる小説を映画化した「三たびの海峡」を上映する予定であります。この作者であります帯木蓬生さんは、市内で医院を開業されておられますが、作家といたしましても活躍をされており、その作品で山本周五郎賞など数多くの賞を受賞されておられます。

市民図書館では帯木さんが書かれた本の貸し出しが多いことから、上映会では多くの方にご覧いただけたらと思っております。この上映により、戦争が招いた悲惨さと平和の尊さを改めて訴えてまいりたいと考えております。

戦争はもとより、核兵器のない世界を築いていくことは人類共通の責務であり、唯一の被爆国である我が国にとりましても悲願であります。戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代を担う子供たちに引き継ぐことは、我々の重要な役割でありますことから、これからもあらゆる機会をとらえまして、啓発を行い、平和行政を推進してまいり所存でございます。

次に、本市と職員団体との交渉内容の公開についてお答えをいたします。

本市の情報公開におきましては、開かれた市政の一層の進展に寄与することを目的とした中間市情報公開条例に基づき、原則公開の理念のもとに情報提供を行っているところで

ございます。

ただ、市が保有しているすべての情報を制限なく公開できるものではなく、情報の開示に当たりましては、当該情報が実施機関の保有する情報であるとともに、同条例第6条に規定する公開しないことができる情報の事項に該当しない情報であることなどを慎重に審査し、運用しているところでございます。

今回ご質問の本市と職員組合との交渉における内容の記録につきましては、担当者が交渉の要点をメモする程度であり、交渉ごとの会議録等は作成しておらず、該当する文書が不存在であるため、非公開といたしているところでございます。

職員団体との交渉に関する記録の公開につきましては、多くの国の機関や自治体において議論されているところでございます。

交渉においては、1度では妥結しない事柄が多く、繰り返し交渉を積み重ねていくことにより、合意に達していくものでありますことから、そのたびに公表することとなると、一方の主張が優先されることになり、かえって市民の皆様にも混乱を生じさせることになること。

また、労使交渉の内容というものは、相手方が任意団体であり、当該団体の意見等も含まれるものであることから、慎重に取り扱わなければならないものであることなど、その交渉の性質から当然には公表されていないのが現状であります。

労使交渉には、長年にわたる慣行があり、労使双方の信頼関係の確保を図ることが適正な交渉には必要ではありますが、一方では交渉の結果等をホームページ等で公表している自治体もあり、八女市のように公表の対象とする事項、内容、時期及び期間並びに方法を定めた「労使交渉の経過及び結果にかかる公表基準」を設け、職員組合と協議を行いながら市のホームページにおいて公表している自治体もございます。

今後本市におきましても、情報公開の趣旨である透明性の確保や市民の皆様に対する説明責任の観点から公表されている自治体を参考に、職員団体とも協議しながら、交渉内容の公表につきまして検討してまいりたいと考えております。

就学援助につきましてのご質問につきましては、教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

次に、就学援助についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり就学助成制度は、生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯で、公立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度であり、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、経済的に困っている世帯などが対象になっております。

具体的な援助の内容といたしましては、児童生徒の学用品費、通学用品費、校外活動費

等に対する援助でございます。

本市の現状といたしましては、昨年度小学校４９０名、中学校２９３名、率にして小学校２２．１％、中学校２３．９％の世帯が就学援助を受けております。

本制度の活用を促進するために、毎年広報なかま１月１０日号に記事を掲載し、市内全世帯にお知らせしておりますし、２月に各小学校で実施されます新入生体験入学の折にもパンフレットを配付し、本制度の周知を行っているところでございます。

また、小・中学校入学者への入学通知書にも本制度を紹介する項目を設けております。

平成１２年９月議会における議員のご指摘、ご提案を受けて以来、各小学校でパンフレットを配付するようになり、受給率も平成１３年度には小学校で９．６％から１２．５％へ、中学校では８．３％から１２．４％へと大幅に増加したという経緯がございます。それ以来、小・中学校とも１５％以上に増加しております。

活用促進につきましては、今後とも広報なかまを通じてのお知らせや、新入生保護者へのパンフレット配付を初めとして、経済的に困窮している保護者への学級担任からの働きかけ等を通じて、制度のさらなる周知を行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

幾つかについて再質問をさせていただきます。

まず、今ご答弁いただきました就学援助制度からでございますが、就学援助制度については、私自身昭和５０年代から幾度も議会の内外で問題点を指摘させていただき、今日では随分改善されましたが、さらにやはりこの制度の周知徹底のあり方とか、また文言の改善など、私の気づいた点がありますし、また他の自治体から参考にしていただいて少しでもこの対象になる方が外れることがないような教育委員会としての仕事をしていただきたいと思っておるわけでございます。

今ご答弁いただきましたけれども、入学式の説明会で配付していただいておりますということですが、私は入学式だけでなく、そうした年の初めの新年度のときに全学年に、改めてまたこの制度の徹底をしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

２月当初に行っております新入生以外にもおっしゃるように、４月当初に、学期初に全学年にというお話ですので、努力してそのようにしたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（１番 中家多恵子君）

先般もお聞きしましたら、この就学援助についてのお知らせというのを配付してくださってるといことですのでけれども、あわせて申請書も添えたものを、申請するしないは別に、ご一緒に配付していただきたいと、そういうことと、それから、文言なんですけれども、例えば中間市は暮らしの便利帳でも就学援助の説明がありますが、それは何も教育委員会の助成事業だけでなく、中間市全体のいろんな施策についてやはり文言の研究とか、文言が間違っているわけではないですけれども、やはりそれを受け取る側の気持ちを酌んだ文言にそれぞれが改めていただけたらと思います。

就学援助を例にとりますと、例えば私が調べた佐賀市のホームページで見ると、就学援助について経済的な理由から市内の小・中学校に通うお子さんの学用品や給食費の支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度を設けていますというような、そういう文言がありますので、それはまた中間独自のを考えていただけたらと思います。お願いいたします。

それから、引き続き、私が指摘したから9.6%から12.5%になったというんじゃないで、随分教育委員会は感心いたしますのは、やはり入り口のところに就学援助の申請される方というように明示されている。それから、今確定申告の時期ですから、よく私は3階にいったときに、あのあそこに元気な風が吹くまちという大きな、やはりお知らせとか、お知らせじゃないですが、あれをよく読まれている方がいるわけです。そういうこと。

そしてまた、ちょっと外れるようにもありますけれども、確定申告の時期で、たくさんの方がいらっしゃってるわけです。あそこにじっと廊下で待ってる方、テレビを見ている方、テレビは無言ですから、あのときにどうして中間市はさまざまな情報を、後期高齢者のお知らせのパンフレットとか、もろもろのものをあその前に持って行って、ご自由に閲覧してもらおう。そういうことを考えられないのかなと思います。何年か前に、指摘しましたら、ある課の職員が早速されましたけれども、もうそれが異動になると全然ありません。そういうことで、環境保全課がちょっとあそこに張っておるようですけれども、やはりああしたたくさんの方がいらっしゃるときに中間市のPRをする。そしていろんな制度がこうありますよという、そういうものが廊下というところに、なぜ気がつかないのかなと、私自身が何度も情報公開と指摘してるんですけれども、それがどこでとりまとめをされるのか、そこが欠落しているなと思って、財政課だったら財政課がそういうお仕事をされるとか、いかがなものでしょうか市長。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私自身も確定申告の方が、どんなふうな状況かと思ひまして、顔を出したことはあるん

でございますけれども、実際私自身がそういうところに気がつきませんでした。これは私が、そういうあたりは気がついて、担当課当たりには指示するのが筋かと思っておりますけれども、そういうことはもう従前に言われて一度した経過があるということでございます。その後引き継ぎがうまくいってないということでございますし、また職員のそういうふうな意識等々も含めまして、これはもう反省せないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

引き続き、この全国的に就学援助を活用する方が増えてるということは、先にも申しましたように、教育の分野にも物すごく格差が出てきている。だから、私は少なくとも小・中学校の義務教育の中で、子供に経済的なことでふびんな思いをさせない、就学援助だったら最低そこは補償してあげられるわけですから、そういう点を、これが申請主義だからお知らせを本当徹底していただきたいと思います。

随分改善してやってくださってますけれども、さらなるものをしていただきたい。

それから、引き続きご質問させていただきますが、この就学援助の受給の所得基準というのが生活保護基準の1.25倍なんです。芦屋なんかは1.3倍、それから、あるところでは1.5倍、あるいは国の基準以外にちょっとした学用品、水着ですか、なんですか、そういうものもプラスアルファなんかされてるわけです。財政は厳しいですけども、やはり午前中からの質問にもありましたように、教育にさらに力を入れていただきたい。そういうふうに思っているわけですが、そこでお尋ねいたしますが、中間市の税金を納めてる方、その方たちが1万500人と言われましたですか、その中での大体の年収は平均的に幾らかお答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

大野課税課長。

○課税課長（大野 順一君）

約三百三十、四十万円だろうと思います。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今三百三十、四十万というお話でしたけれども、私が先般保護課の方にいって、保護の基準の内容をお聞きして、今の就学援助での支給内容と照らし合わせてみましたら、例えばお父さんが41歳、お母さんが39歳、お子さんが7歳と10歳でいらっしゃる生活保護の方です。その方に住宅加算とか、冬季加算とかもろもろ含めて21万3,020円、そして就学援助はこれの1.25倍の方になるわけです。そしたら今、課税課の課長がお答えいただいた中間市では330万から40万ということなんです。そしたらこれが、芦

屋なんかのように1.3倍、芦屋が高いわけではないわけです。1.3倍にすると、中間市の平均的な収入になるわけなんです。

そうなりますと、この今中間市で23%受給されてる方がいらっしゃるけれども、もっともっと掘り起こせばたくさん数になる。そして、児童扶養手当をもらってる世帯も件数で六百三十、四十人ですか、保健福祉部長。

○議長（井上 太一君）

田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中 茂徳君）

19年11月現在で644件でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

市のご案内にもあるけれども、児童扶養手当をいただいている方ということが該当者になりますよということですが、やはりその方のことを考えたり、もろもろのそういう児童扶養手当をいただいている方々のことを考えたときに、この中間の場合は4人に1人だけでなく、もっと増えるんじゃないかと思うわけです。

そして、私が過去、ちょっと記憶にないんですが、6月議会のというのだけは覚えてるんですが、昭和50年代だったか、60年の初めでしたか、そのときに中間市の税務課だった職員が、就学援助のことで質問するということに当たって、例えば中鶴県住をとって、所得をずっと調べたんです。そしたら、その報告をしていただくと、なんと中鶴団地に住んでれば、70%がその当時の就学援助の該当者になるという状態なんです。

市長、こうした本当中間市の市民のおかれている状況というのはおわかりいただけると思うわけですが、就学援助につきましては、やはりお子さんが楽しく、健康に学校生活を送れるようにご利用くださいというような感じで、財政が厳しいからちょっと控えるとかじゃなくて、それはもう皆さんにそういうお知らせをした結果、財政がいるときには、さらに補正予算が組んでいただけたらと思います。いかがでしょうか、教育委員会と市長、ご答弁していただけたらと。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

困窮している家庭に対しての援助ということになって、パンフレットとか記事とかいろいろやっておりますけれども、一番身近には学級担任がその子の状態を見て、どういう状況であるかということを中心に指導して、お勧めしていくというののもかなりあるわけで、やはりその点の考え方ももう一度学校現場に周知徹底させたい。

議員ご指摘の子供が安心して楽しく学校に来れる視点をもう一度確認して、現場におろ

したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは先ほど教育長答えましたように、ちゃんとした手続上で上がってきた中で、予算がないからだめということは、私どもないわけございまして、当然予算がなければ補正等々で対応はさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

市政50周年で、市長ただいま答弁していただきまして、映画の上映等々をおやりになるということで、それはそれといたしまして、小さな企画でもいいですから、やはり今平和について、そしてまた戦争体験した方たちが高齢になって、戦争を知らないものがだんだん増えていくというか、たくさんになっていく中で、やはり平和パネル展とか、ビデオの上映とか、中間市の歴史資料館で戦争平和に関する小企画なりの何かの展示をしていただくとか、また8月6日、9日、それぞれの家庭にいれば、原爆が投下された時間に、やはりそれなりのご家庭の皆さんが黙祷を捧げたり、個人的にされていると思いますが、役所においても庁舎内放送による職員一斉に黙祷を行うなど、今私が述べさせていただいたことは難しいことではありませんけれども、実行していただけたらと思いますし、平和問題については市民の皆さんも協力して取り組まれると思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私ども平和な社会、また戦争は起こしたらいけないという思いでおりますので、できることはやっていきたいと思っております。そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最後の職員の交渉ごとに対する公表なんですけど、先ほど答弁でもございましたが、やはり私も公式ホームページを見た中で、八女市がやはり労使の交渉の経過に関わる公表基準、そして目的というのが、この基準は労使交渉における経過及び結果の公表に関して必要な事項を定めることにより、市政運営における透明性を確保することを目的とするというふうに書いてるわけです。それですから、位置づけてるわけですので、私はずっと八女が、

この基準は平成17年の6月28日から施行されているということを知ったわけですが、議会の議員としても税金をどのように使っているか、どのような経緯でそれを決めているのか、チェックする役目がありますので、また行政の透明性を求めていくことも役割の一つであると思っております。市民が汗水を流した税金がどのような仕組みで、どのように使われたか、市民に知らせることは議会の重要な役割と考えているわけですから、こうしたことについても検討するとは言われてますし、メモ程度のように文書不存在のようにも、先ほどなんかご答弁の中で聞きましたけれども、でも八女なんか見ますとやはりきちっとこうして整理されてるわけですから、そういう問題が多額の税金を使うわけですし、職員団体は地方公務員法に基づいて公平委員会に登録した団体であり、法律に基づいて職員に関わるさまざまな事柄について交渉することができるものですから、今、先に申しましたように、私は議会は税金をどのように使っているか、どのような経緯で決めているか改めてチェックするその役目がある。

ですから、八女を見ましても地域手当について、今年の1月から廃止しますよということが、やはりきちっとこういうところで公表されてるし、なにもこれは市民が見ても職員組合が見ても気分を悪くする内容ではないし、やはり市民から一層の信頼を得られるんじゃないかと思っておるわけです。

そういうことで質問を終わりますが、新しい副市長になられる方も職員を長年経験してなられるわけですが、やはりなれ合いでない本当に市民の目線に立って、そして職員の目線に立って公平な労使交渉の先頭にも立たれるかと思いますが、そういうことをしていただきたい。市長もそのような思いでやっていただきたいと思います。

今ご答弁いただきましたいろいろなことにつきましては、約束を守っていただけることをお約束いただきましたので、本日は以上でもって質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、5分間休憩いたします。

午後2時49分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

..... .
日程第2. 第1号議案

日程第3. 第2号議案

日程第4. 第3号議案

日程第5. 第4号議案

日程第 6. 第 5 号議案

日程第 7. 第 6 号議案

日程第 8. 第 7 号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第 2、第 1 号議案から日程第 8、第 7 号議案までの平成 19 年度各会計補正予算 7 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算 7 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定によりそれぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 9. 第 24 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 9、第 24 号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 24 号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第 24 号議案健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 第 19号議案

日程第 11. 第 20号議案

日程第 12. 第 21号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 10、第 19 号議案から日程第 12、第 21 号議案までの条例改正 3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正 3 件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより条例改正 3 件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第 19 号議案中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 20 号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 21 号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 第 27 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 13、第 27 号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 27 号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第 27 号議案字の区域及び名称の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14. 第 28 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 14、第 28 号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第 28 号議案は会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の保健福祉委員会に付託いたします。

日程第 15. 第 22 号議案

日程第 16. 第 23 号議案

日程第 17. 第 25 号議案

日程第 18. 第 26 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 15、第 22 号議案から日程第 18、第 26 号議案までの条例改正 4 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2 番 佐々木晴一君）

22 号議案について質問をさせていただきます。

民間企業においても育児休業は認められておりますけれども、その根拠となる法律は多分労働法だと思いますけれども、それらの法律とこの条例の違い、制度的な違いを説明してください。

以上です。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

このたびの条例改正の根拠となりますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律でございます。この法律につきましては、地方公務員に関する育児休業の法律として、根拠法として定められているものでございまして、この法律に基づいて条例を整備するものでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2 番 佐々木晴一君）

民間の育児休業の根拠となる法律、たぶんは私、間違ってるかもしれませんが労働法じゃないかと思います。それらとこの違い、制度的な違い。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

今現在民間の方との違いというのは把握いたしておりませんが、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく条例改正でございますので、民間の内容と相違はないものと理解しております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております条例改正4件は、会議規則第37条第1項の規定によりそれぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第19. 第 8号議案

日程第20. 第 9号議案

日程第21. 第10号議案

日程第22. 第11号議案

日程第23. 第12号議案

日程第24. 第13号議案

日程第25. 第14号議案

日程第26. 第15号議案

日程第27. 第16号議案

日程第28. 第17号議案

日程第29. 第18号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第8号議案から日程第29、第18号議案までの平成20年度各会計予算11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各会計予算11件は、会議規則第37条第1項の規定によりそれぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第30. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第30、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及び堀田英雄君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程すべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 植 本 種 實

議 員 堀 田 英 雄